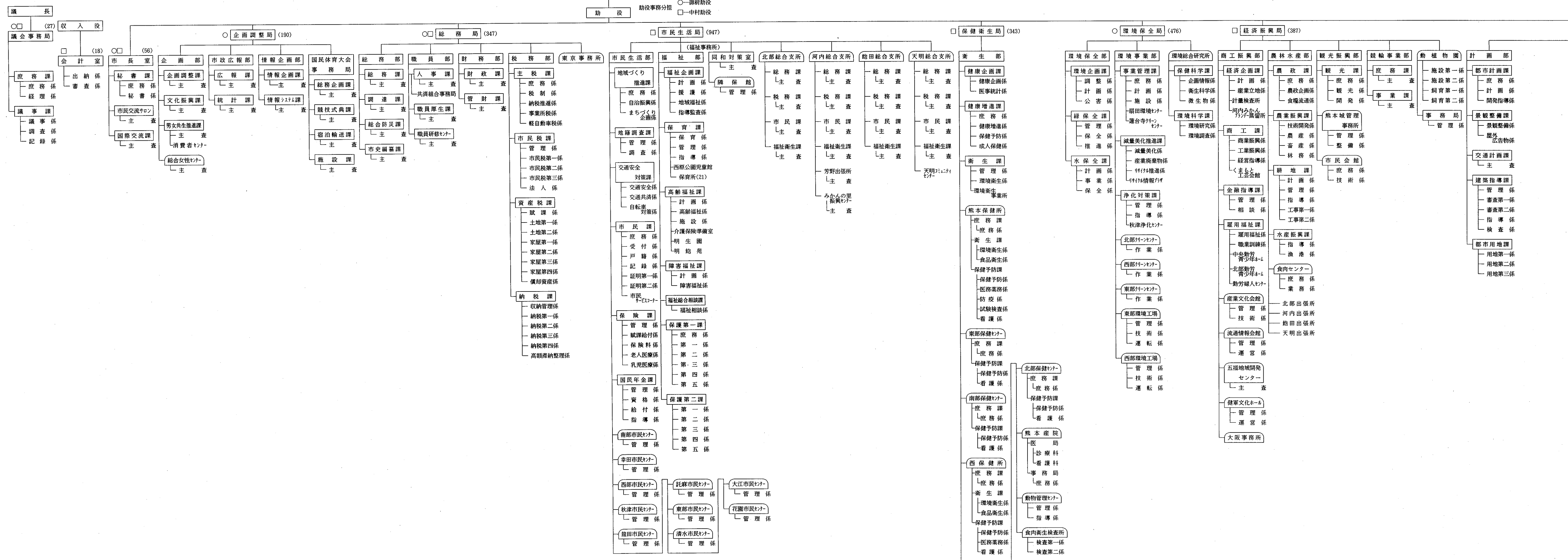
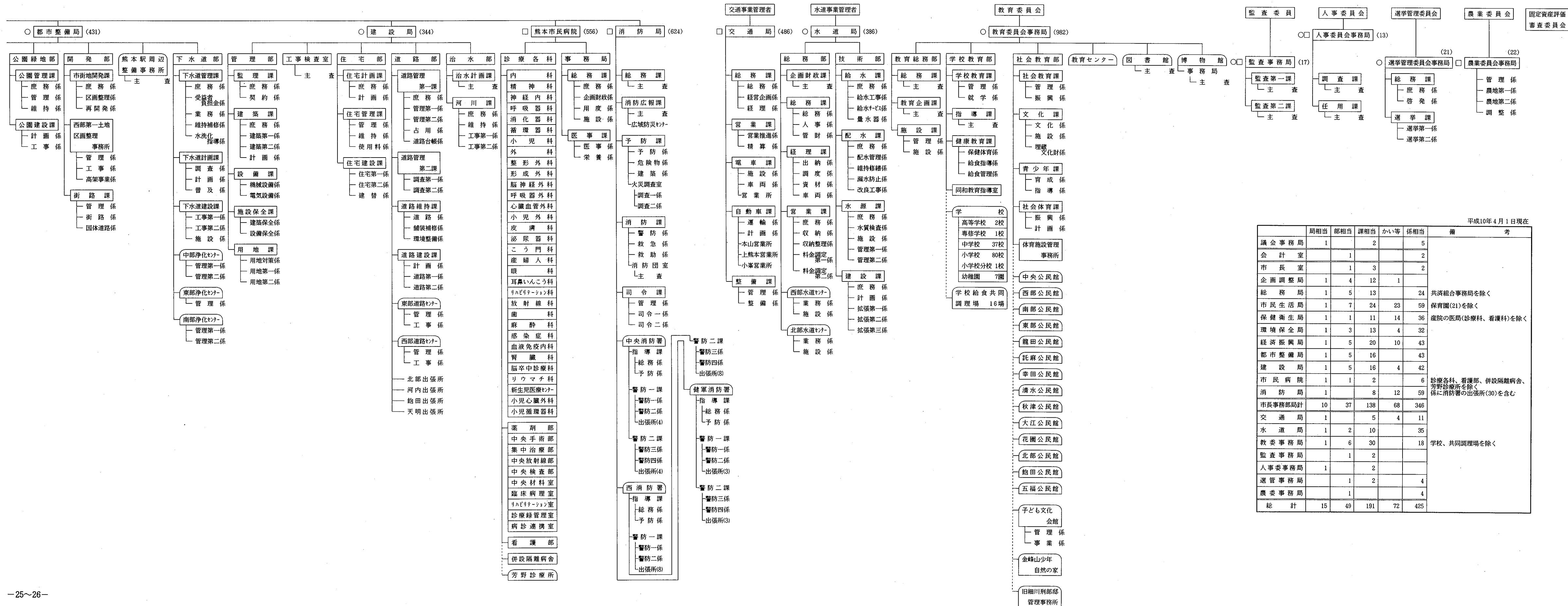


総務

1	行政機構図	23
2	歴代市長	27
3	職員数	27
4	給与	27
5	総合計画	31
6	行政改革	40
7	広報・統計	42
8	市民交流サロン	46
9	情報化推進	48
10	情報公開・個人情報保護	54
11	総合防災計画	56
12	国際交流	56
13	国内交流	61
14	男女共同参画	62
15	消費者行政	65
16	文化振興	67
17	熊本城復元整備	68
18	第54回国民体育大会	69
19	職員研修	71
20	人事委員会	74
21	選挙	77
22	名誉市民	81
23	財政	83
24	市税	88
25	土地開発公社	91
26	土地開発基金	93
27	市庁舎概要	93

1 行政機構図 (平成10年5月1日現在)
各局現員数 ()





2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明22. 5. 6	明26. 7. 9	11	平野 龍起	昭17. 6.25	昭20. 8.10
2	松崎 為己	" 26. 9.15	" 30. 8. 2	12	石坂 繁	" 20.10. 4	" 21. 3.11
3	辛島 格	" 30. 9.13	大 2. 1.20	13・14	福田 虎亀	" 21. 6.14	" 23. 2. 9
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3.10.10	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
5	依田 昌兮	" 4. 1.14	" 6. 9. 3	16	林田 正治	" 27. 3.20	" 31. 2.23
6	佐柳 藤太	" 6.11.20	" 10.11.19	17・18	坂口 主税	" 31. 3.16	" 38. 1. 4
7	高橋 守雄	" 11. 1.19	" 14. 7.13	19・20	石坂 繁	" 38. 2.15	" 45.11.26
8	辛島 知己	" 14. 9.14	昭 4. 7. 4	21~24	星子 敏雄	" 45.12.20	" 61.12. 6
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4.17	25・26	田尻 靖幹	" 61.12. 7	平 6.12. 6
10	山隈 康	" 9. 5.14	" 17. 5.13	27	三角 保之	平 6.12. 7	在任中

総務

3 職 員 数

(平10. 5. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	4,113	4,095
議 会 事 務 局	28	27
選挙管理委員会事務局	22	21
監 査 事 務 局	17	17
教育委員会事務局及び 学校その他の教育機関	1,040	982
人 事 委 員 会 事 務 局	16	13
消 防 局	631	624
農 業 委 員 会 事 務 局	27	22
交 通 局	499	486
水 道 局	407	386
計	6,800	6,673

4 給 与

(1) 局別職員給料

(平10. 4. 1 現在)

区 分 局 別	給 料 月 額			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	658,800円	149,200円	330,356円	39歳 3月	16年 0月
議 会 事 務 局	569,700	211,800	347,430	41・ 0	17・ 2
選挙管理委員会事務局	528,100	165,400	382,262	44・ 8	22・ 6
監 査 事 務 局	537,500	233,400	378,459	42・ 8	20・ 3
教育委員会事務局	569,700	149,200	366,987	43・ 7	17・ 1
人 事 委 員 会 事 務 局	555,100	211,800	361,723	40・ 9	17・ 9
消 防 局	569,700	159,900	341,825	39・ 5	18・ 7
農 業 委 員 会 事 務 局	523,100	170,900	351,986	41・ 0	19・ 3
交 通 局	523,100	149,200	300,696	41・ 4	14・ 1
水 道 局	542,100	149,200	332,260	39・ 1	17・ 2
全 体	658,800	149,200	335,243	40・ 1	16・ 5

(2) 初任給基準

(平10.4.1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給			
					級	号給	金 額	
一 般 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職		2	5	182,600円	
			初級職		1	5	149,200	
	保 母		短 大 卒	1	7	159,900		
	獣 医 師		新 大 6 卒	2	8	199,500		
	薬 剤 師		大 学 卒	2	5	182,600		
	栄 養 士		大 学 卒	2	5	182,600		
	保 健 婦		短 大 卒	2	3	171,400		
	助 産 婦		大 学 卒	2	5	182,600		
	看 護 婦		短 大 3 卒	2	4	177,000		
	診 療 放 射 線 技 師		短 大 3 卒	1	9	170,900		
			臨 床 検 査 技 師	短 大 2 卒	1	8	165,400	
	歯 科 衛 生 士		大 学 卒	1	10	176,500		
	理 学 療 法 士		短 大 3 卒	1	9	170,900		
			視 能 訓 練 士	短 大 3 卒	1	9	170,900	
	臨 床 工 学 技 士		大 学 卒	1	10	176,500		
			学 芸 員	短 大 3 卒	1	9	170,900	
	そ の 他		大 学 卒	2	5	182,600		
			短 大 卒	1	7	159,900		
			高 校 卒	1	5	149,200		
			中 学 卒	1	2	135,000		
	消給 防料 職員表	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職		1	10	193,300
		初 級 消 防 職		初級職		1	4	159,900
	医職給 療料表	医 師			博 士 課 程 修 了	1	8	327,700
		歯 科 医 師			新 大 6 卒	1	2	239,000
教育職給料表（一）	教 養 教 護 教 諭 員			博 士 課 程 修 了	2	9	257,900	
				修 士 課 程 修 了	2	5	215,300	
				大 学 卒	2	2	193,800	
				短 大 卒	1	4	163,000	
	講 義 助 教 助 手			大 学 卒	1	7	190,300	
				短 大 卒	1	4	163,000	
				高 校 卒	1	2	149,300	
教育職給料表（二）	教 諭			博 士 課 程 修 了	2	12	257,900	
				修 士 課 程 修 了	2	8	215,300	
				大 学 卒	2	5	193,800	
				短 大 卒	2	2	165,200	
	講 助 教 師 諭			大 学 卒	1	7	190,300	
				短 大 卒	1	4	163,000	
				高 校 卒	1	2	149,300	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	適 用 年 月 日	改正前給料月額	適用年月日
市 長	1,178,000円	平10. 4. 1	1,159,000円	平 8. 4. 1
助 役	920,000	"	905,000	"
収 入 役	826,000	"	813,000	"
常勤監査委員	716,000	"	705,000	"
企業管理者	728,000	"	717,000	"
教 育 長	728,000	"	571,600	"

区 分		現 行 報 酬 額	適用年月日	改正前報酬額	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 146,000円	平10. 4. 1	144,000円	平 9 . 4. 1
	委 員	月 額 89,000	”	88,000	”
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非 常 勤)	月 額 139,000	”	137,000	”
	市議会議員のうちから選任された 監 査 委 員	月 額 72,000	平10. 4. 1	70,000	平 8 . 4. 1
人事委員会	委 員 長	月 額 167,000	平10. 4. 1	165,000	平 9 . 4. 1
	委 員	月 額 140,000	”	139,000	”
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 92,000	”	90,000	”
	委 員	月 額 60,000	”	59,000	”
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4 . 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
投 票 管 理 者 及 び 開 票 管 理 者		1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4 . 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	”	11,000	”
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	”	10,000	”
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4 . 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
農業委員会	会 長	月 額 92,000	平10. 4. 1	90,000	平 9 . 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 60,000	”	59,000	”
	部会の委員及びその他の委員	月 額 56,000	”	55,000	”
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬の額は、年額報酬にあっては300,000円、月額報酬にあっては250,000円、日額報酬にあっては10,000円、時間額報酬にあっては1,000円(医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあっては400,000円、月額報酬にあっては600,000円、日額報酬にあっては30,000円)を超えない範囲内で、条例及び規則で定める		予算の範囲内において市長が定める額	昭63. 4. 1

(4) 旅 費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

（平10. 4. 1施行）

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 （1日につき）	宿 泊 料 （1夜につき）	食 卓 料 （1夜につき）
号	市長・助役 ・収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ っては上級の運賃、	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ っては中級の運賃、	円 3,600	円 17,800	円 3,600
1	企業管理者・常 勤の監査委員・ 教育長・8級及 び9級の職務に ある者	運賃の等級を設けな い線路にあってはそ の乗車に要する運賃 及び特別車両料金を 徴する客車を運行す るものによる旅行を する場合には特別車 両料金（特別車両料 金にあっては、1号 区分の適用を受ける 者に限る。）	2階級に区分する船 舶にあっては上級の 運賃。ただし、鉄道 連絡船にあっては鉄 道運賃に同じ。	円 3,000	円 14,800	円 3,000
2	3級から7級ま での職務にある 者			円 2,600	円 13,100	円 2,600
3	1級及び2級の 職務にある者			円 2,200	円 10,900	円 2,200
4						

（注）

- 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該級の職務及び一般職職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

5 総合計画

基本構想（抜粋）

（1）基本的考え方

ア 基本構想の意義

この基本構想は、市民と行政が一体となった今後の都市づくりの目標として、将来の熊本市像を描き、これを実現するための基本方策を明らかにするものである。

これに基づいて別に定める基本計画、実施計画とあわせて、総合的・計画的な市政運営の指針とする。

イ 基本構想の期間と将来人口

この基本構想は、おおむね21世紀初頭を目途とする。

また、平成12年（西暦2000年）における熊本市の人口は70万人程度、近隣の市町村を含めた広域都市圏の人口は100万人程度になるものと想定する。

ウ 21世紀へ向けた都市づくり

① 基本姿勢

都市の主役は市民である。広範な市民の参加のもとで、市民の創意とエネルギーを結集した都市づくりをすすめる。

また、都市経営の視点に立って、行財政の効率的運営はもとより、市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら一体となって、熊本らしい特色ある都市づくりをすすめる。

② 基本的方向

熊本市は、大阿蘇に連なり有明海に臨む大地のうえに、豊富な地下水と温暖な気候に恵まれ、先人のたゆまぬ努力によって、個性と伝統ある文化・風土を育んできた。

古くは、熊本城を中心とした日本有数の城下町として栄え、近年においても、政治・経済・教育・文化など、多方面にわたる九州の中心として着実に成長してきた。

そして、市制100周年という大きな節目を経て、新たな一步を踏み出したところである。

一方、本市を取り巻く状況は、国際化、情報化、そして高齢化など我が国全体が急速な社会変化の中にあり、さらには地球規模での環境問題が顕在化し、また市民の価値観や生活意識も大きく変わりつつある。

また、東京など大都市への集中が進み、地方の活力の低下が懸念され、都市間競争も激化している。

こうした中で、飽託郡四町との合併は、本市が、21世紀に向けさらに高次の都市機能を備えた都市として大きく飛躍・発展する契機である。

本市は、固有の優れた資産を最大限に生かし、社会の変化に的確に対応しながら、安全で快適な環境のもと、市民一人ひとりが人間本来の豊かさを実感でき、都市としての魅力と活力あふれる「ヒューマンシティ・くまもと」を建設し、これを後世へと引き継いでいく。

（2）将来像

ア 都市像

「ヒューマンシティ・くまもと」を実現するため、次の都市像を設定する。

「水と緑の人間環境都市」

本市は、清れつな地下水や豊かな緑など恵まれた自然環境とそこに息づく生態系循環を大切にし、人と自然が共生する都市をつくる。また、市民が安全で快適に過ごせる生活環境を確保し、ゆとりや潤いのある良好な環境の都市を目指す。

「いきいきとした市民福祉都市」

本市は、すべての市民が、お互いの温かいおもいやりの中で、健康で生きがいに満ちた暮らしを営む社会を築く。また、市民一人ひとりが自立し、各人の能力が自由に発揮され、個性と創造性あふれる多彩な人材が育つ都市を目指す。

「活力あふれる交流拠点都市」

本市は、優れた個性を生かし、多様な都市機能の集積を図り、世界に開かれた人・物・情報の活発な交流拠点を形成する。また、未来を開く新しい技術や情報を活用し、多様な産業活動が活発に営まれ、国際社会の平和と繁栄にも貢献する都市を目指す。

「風格ある文化創造都市」

本市は、先人が築いた優れた特色ある伝統・風土を市民の誇りとして大切に守り育み、風格ある歴史性豊かな都市を形成する。また、市民の豊かな創造力から多様で幅広い都市文化が生まれ、その新しい文化と伝統が調和した都市を目指す。

イ 都市空間の将来構図

4つの都市像に表された市民生活や都市活動の舞台となる都市空間の将来構図を次のように描く。

① 都市圏の広域的形成

経済活動や日常生活において本市とつながりの深い近隣の市町村とは、緊密な連携をとりながら、交通網の整備や都市機能の適正配置をすすめ、全体として百万人規模の活力を備えた広域都市圏を形成する。

② 市街地を包むグリーンベルト

市街地を包む北部、西部地域の金峰山系の森林・樹園地、東部地域の託麻三山など丘陵や畑地、南部地域などの水田、さらに大きく延びた海岸などは、本市全体の生態的バランスを調整するグリーンベルトとして位置づけ、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図りながら、自然とのふれあいを楽しめる地域としても活用する。また、都市施設の整備においても自然環境との調和に配慮する。

③ 多核的な市街地構造

都市の活力をさらに高めるため、過度の集中による弊害が生じやすい一点集中型から多核的な市街地構造に転換していく。

広域都市圏の発展をけん引する核として、本市中心部に中核的機能の高度化を図る一方、熊本駅周辺、南熊本、健軍、水前寺、子飼、上熊本地域などに、商業・文化・行政などの機能集積を促進し、その拠点性を高める。

また、市域の広がりを生かし、熊本港とその背後地一帯に新たな機能集積拠点を形成する。

④ 良好な居住空間

都心部などの市街地では、周辺環境との調和に配慮しながら土地の有効利用を図り、利便性の高い都市型の居住空間を形成する。

周辺市街地では、既存の商店街を、買物はもとより日常的な余暇活動・文化活動の拠点として、その機

能を拡充するとともに、これらを中心に公園・生活道路などを整備し、まとまりのある良好な居住空間を形成する。

郊外のグリーンベルト地域では、日常的な公共サービスや文化活動の場を確保し、豊かな自然の中でのゆとりある居住空間を形成する。

⑤ 水と緑の生活空間

熊本城、立田山などの拠点緑地や、水前寺・江津湖、白川、加勢川、坪井川などの親水空間、さらには市街地に多数点在する中小の緑地、河川、湖沼を都市づくりに生かし、良好な都市景観の維持・形成に配慮しながら、季節感豊かで潤いに満ちた生活空間を創出する。

⑥ 放射状・環状の交通ネットワーク

市街地を東西・南北に貫く軌道・鉄道を中心とした交通軸と、放射状や内・外二重の環状を骨格とした道路網、さらには周辺市街地や近隣市町村と結ぶ幹線道路を整備し、地上・地下空間も活用しながら、都心部へのアクセスと環状方向の移動が円滑な交通ネットワークを形成する。

(3) 施策の大綱

ア 水と緑の人間環境都市を目指して

① 水と緑の保全と創造

- (ア) 良好な環境の維持・形成
- (イ) 地下水の保全
- (ウ) 森の都の継承
- (エ) 環境に配慮したライフスタイルの形成

② 安全で快適な都市基盤の整備

- (ア) 災害に強い安全な都市の形成
- (イ) 快適な住環境の整備
- (ウ) 秩序ある市街地の形成
- (エ) 総合交通体系の整備

イ いきいきとした市民福祉都市を目指して

① 豊かで明るい長寿社会の創造

- (ア) ふれあいのあるコミュニティづくり
- (イ) 高福祉社会の形成
- (ウ) 生涯にわたる健康づくり
- (エ) 暮らしの安定と消費生活の向上

② 21世紀を担う人づくり

- (ア) 人権尊重社会の確立
- (イ) 男女共同参加社会の実現
- (ウ) 健全な青少年の育成
- (エ) 生涯学習の推進
- (オ) 創造性豊かな人づくり

ウ 活力あふれる交流拠点都市を目指して

① 開かれた交流拠点の形成

- (ア) 中枢機能の強化
- (イ) 国際交流・地域間交流の推進
- (ウ) 観光・コンベンション都市の形成
- (エ) 情報拠点都市の形成
- (オ) 広域流通拠点の形成

② 活力ある産業活動の展開

- (ア) 中小企業の振興
- (イ) 魅力ある商店街づくり
- (ウ) 工業の振興
- (エ) 農林水産業の振興
- (オ) 先端技術の導入・活用

エ 風格ある文化創造都市を目指して

① 歴史都市の継承

- (ア) 歴史的シンボルゾーンの整備
- (イ) 史跡・文化財の保全・活用
- (ウ) 個性豊かな都市景観の形成

② 都市文化拠点の形成

- (ア) 芸術文化活動の振興
- (イ) 楽しさあふれる生活文化の創造
- (ウ) 学術・研究の振興
- (エ) 知的生産機能の強化

(4) 構想の推進にあたって

ア 市民主体の都市づくり

自らのまちは自らつくるという市民一人ひとりの自治意識のもとで、その創造性・自主性と行政の専門性・計画性があいまった市民主体の都市づくりをすすめる。

このため、広報・広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にするとともに、審議会・委員会などはもとより、多様な方法での幅広い市民参加を促進する。

イ 行財政の効率的運営

行政機関の弾力的な運営、職員資質の向上など、行政の近代化をすすめるとともに、長期的かつ総合的視点に立った効率的な行財政を運営することにより、行政サービスの一層の向上を図る。

また、高度化・多様化する都市づくりの課題に迅速かつ的確に対応するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し責任を果たしながら、人的・物的資源を活用し、最小の経費で最大の効果を挙げるよう、都市経営の視点に立って都市づくりをすすめる。

ウ 都市圏行政の推進

情報化の進展や交通網の整備に伴う生活圏や経済圏の拡大により、都市づくりにおいても広域的な対応が不可欠となっている。

このため、国・県や周辺市町村との緊密な連携のもと、それぞれの特性を生かしながら、広域都市圏としての一体的な振興・発展を図る。また、この圏域を越えて解決を必要とする行政課題にも適切に対応する。

(平成3年3月12日議決)

基本計画

(1) 将来指標(西暦2000年)

人 口……………70万人

世 帯 数……………26万6千世帯

就業構成……………(1次)4%、(2次)19%、(3次)77%

(2) 都市空間整備計画

ア 熊本広域都市圏の形成

イ 市街地を包むグリーンベルト

ウ 多核的な市街地構造

エ 良好な居住空間

オ 水と緑の生活空間

カ 放射状、環状の交通ネットワーク

(3) 重点プロジェクトと主要事業

ア 水と緑の人間環境都市実現のために

① 水と緑のネットワーク整備

(ア) 地下水保全対策の強力な推進

(イ) 総合文化市民の森の整備

(ウ) 河川・水路沿いの遊歩道整備(坪井川、白川、大井手など)

② 環境にやさしいライフスタイルの形成

(ア) 資源リサイクルの推進

(イ) 生活排水処理施設の整備普及(下水道、合併処理浄化槽など)

(ウ) 環境保全活動の推進(環境教育、ボランティア活動など)

③ 広域都市圏を支える高次都市機能拠点の整備

(ア) 熊本駅周辺副都心整備

(イ) 上熊本、大江、南熊本などでの公有地を活用した再開発の推進

(ウ) 熊本港周辺流通レクリエーション基地整備

④ 安全で快適な社会資本の整備

(ア) 都市型水害対策の推進(遊水池、調整池、ポンプ場の整備など)

- (イ) 住宅・住環境の整備（市営住宅の拡充、公園・緑地の整備など）
- (ウ) 市電の高速軌道化、鉄道高架化、鉄道環状線の建設などの検討

イ いきいきとした市民福祉都市実現のために

① 熊本型福祉システムの構築

- (ア) 福祉施設の体系的整備（総合福祉会館、在宅福祉センター、地域福祉コミュニティセンター）
- (イ) 在宅福祉の充実（デイサービス施設の拡充、ホームヘルパー増員など）
- (ウ) 高齢者・障害者に配慮した公共施設の整備・改善

② 個性と創造性豊かな人づくり

- (ア) 青少年のための拠点施設の整備（子ども文化施設、野外活動施設）
- (イ) 環境教育、ボランティア教育の推進
- (ウ) 生涯学習センター、新図書館の建設

ウ 活力あふれる交流拠点都市実現のために

① 国際観光・コンベンション都市づくり

- (ア) 会議場、展示場の拡充（シティホール建設など）
- (イ) 金峰山有明海沿岸開発の推進（海洋水族館、海浜レクリエーション施設、森林レクリエーション施設など）
- (ウ) 全国物産展の開催

② 技術・情報・文化を活かす産業の振興

- (ア) 食品工業団地建設とバイオサイクル構想の推進
- (イ) 都市農業技術センター、水産技術センターの建設
- (ウ) 商店街文化施設の整備

エ 風格ある文化創造都市実現のために

① 歴史都市くまもとづくり

- (ア) 熊本城三の丸史料公園の整備
- (イ) 埋蔵文化財調査センター、文書館の整備
- (ウ) 歴史廻廊都市づくりの推進

② 新しい都市文化の創造

- (ア) 文化施設の整備充実（市民ギャラリー、地域文化施設など）
- (イ) 民間文化イベントや地域イベントへの支援
- (ウ) ファッション、飲食、工芸など生活文化産業の振興

オ 計画推進のために

① 市民主体のまちづくり

- (ア) 情報プラザ設置
- (イ) 地域施設の住民管理の導入
- (ウ) 自主的な地域づくり活動への支援

（４）分野別計画 （略）

(5) 地区別計画

中央地区

人 口

平成2年 143,924人（国勢調査）

平成12年 141,000人（推計）

地区整備の基本方針

- ① 中心部においては、商業・業務機能や交流機能などの一層の高度化を図り広域拠点性を高める一方、周辺の主要な交通結節点に、商業・文化・行政などの機能集積を促進し、その拠点性を高める。
- ② 周辺環境に配慮しつつ、土地の高度利用など有効利用を図りながら、都市機能の集積を活かした利便性の高い生活空間を確保する。

基本計画（主要な事業）

- ① 熊本駅周辺における熊本市の玄関口に相応しい、人の集う、賑やかなまちづくりや、水前寺地区、子飼地区、新町・古町地区の歴史・伝統など、それぞれの特色を生かしたまちづくり
- ② 花岡山、立田山などの緑地や白川、坪井川などの親水空間の保全・整備及び花畑公園・辛島公園・白川公園の再整備
- ③ 幹線道路の整備
都市計画道路熊本駅北部線、南熊本駅新町線、上熊本細工町線の整備、駐車場案内システムの導入
- ④ 鉄軌道の整備
乗り継ぎの円滑化、JR高架化の促進、市電の一部地下化の検討
- ⑤ 上通・下通・新市街や熊本駅周辺の広域商業拠点としての機能の高度化
- ⑥ 総合福祉会館建設、国際交流会館建設、子ども文化会館建設など

東部地区

人 口

平成2年 187,345人（国勢調査）

平成12年 215,000人（推計）

地区整備の基本方針

- ① 地区内東部は、地下水のかん養地域でもあり、森林や優良農地などを保全しながら、生産性の高い農業地帯やスポーツ・レクリエーションゾーンとして活用を図る。
- ② 市街地部は、生活環境の向上と地域拠点・生活拠点などの形成を促進し、まとまりのある良好な居住空間の形成を図り、健軍地域や県庁周辺、市電通り沿線では、商業・業務などの高次都市機能の集積を促進し、広域拠点性を高める。

基本計画（主要な事業）

- ① 県庁周辺と市電健軍終点を両極とする高次拠点の形成
- ② 地下水かん養機能の向上や江津湖、託麻三山の保全・整備及び水前寺江津湖公園の整備、県民総合運動公園の整備促進
- ③ 都市小河川健軍川・藻器堀川の改修

④ 幹線道路の整備

都市計画道路熊本駅新外線、新外秋津線、下南部画図線の整備、主要交差点の立体化促進

⑤ 鉄軌道の整備

健軍終点などのターミナル化、市電の一部高架化の検討

⑥ 東野中学校・桜木小学校など過大規模校の分離新設

⑦ 在宅福祉センター建設、地域文化施設の整備

⑧ 健軍商店街の広域商業拠点性の強化

⑨ 熊本インターチェンジ周辺や熊本空港線などの生産・流通ゾーンの機能の高度化など

西部地区

人 口

平成2年 74,383人（国勢調査）

平成12年 81,000人（推計）

地区整備の基本方針

① 金峰山や有明海などの恵まれた自然や優良農地の保全に努める一方、熊本港とその背後地における新しい拠点づくりや、地域の特性を活用し、果樹を中心とした生産性の高い農業生産の場、海や山の自然を活かした多様なスポーツ・レジャーの場・観光の場として整備する。

② 道路、下水道など生活環境の整備に努め、豊かな自然の中でのゆとりと潤いに満ちた住宅地として整備する。

基本計画（主要な事業）

① 金峰山一帯の森林・緑地や有明海、河内川の自然環境の保全・整備及び島崎歴史公園の整備

② 幹線道路の整備

国道501号の整備促進、県道熊本玉名線の整備促進、県道熊本港線の整備促進、都市計画道路野口清水線、植木河内港線の整備

③ 港湾の充実

熊本港の開港による定期航路の充実促進

④ 下水道整備事業の推進

⑤ 「長寿の里」（デイサービスセンター、在宅福祉センター）の建設や菖蒲谷地区の福祉施設の充実

⑥ 金峰山・有明海の自然を活かした観光開発や海洋レクリエーション施設の整備

⑦ 都市型農業の確立やみかん産業の振興

⑧ 熊本港とその背後地における交通・運輸施設、生産・流通施設の整備促進など

南部地区

人 口

平成2年 106,087人（国勢調査）

平成12年 128,000人（推計）

地区整備の基本方針

① 区画整理事業などによるゆとりある良好な住宅地の形成を図るとともに、川尻・近見などにおける拠点性

の強化、熊本港やその背後地における生産・流通機能の集積促進を図る。

- ② 優良農地の保全や漁場環境の整備、さらには海岸線を活かした市民憩いの場の形成を図る。

基本計画（主要な事業）

- ① 川尻地区における歴史と伝統の香るまちづくり
- ② 有明海の干潟や加勢川・緑川・天明新川など水辺環境の保全
- ③ 南部第一・西部第一土地区画整理事業地内における地域拠点の形成
- ④ 幹線道路の整備

国道501号の整備促進、熊本宇土西部間道路の実現、県道熊本港線の整備促進、都市計画道路新土河原出水線の整備（平田町立体交差含む）

- ⑤ 鉄道の整備

J R鹿児島本線（近見地区）高架化促進、新駅（近見）設置の促進

- ⑥ 下水道整備事業の推進
- ⑦ 託麻中学校・日吉小学校など過大規模校の分離新設
- ⑧ 在宅福祉センター建設
- ⑨ 熊本港の背後地における広域流通拠点の形成
- ⑩ 川尻・近見商店街の高度化促進やI C産業、食品産業の高度化、工業の市外移転の防止
- ⑪ 米、施設園芸など都市農業の確立や沿岸漁業・栽培漁業など漁業の振興

北部地区

人 口

平成2年 114,998人（国勢調査）

平成12年 135,000人（推計）

地区整備の基本方針

- ① 緑地・水辺などの自然環境や優良農地などを保全しながら、ゆとりある住宅地、生産性の高い農業地帯として生活環境の整備を進める。
- ② 北の玄関口としての交通条件の優位性を活かした生産・流通ゾーンの形成や、豊かな緑や歴史遺産などを活かした観光・レクリエーションの振興などを図る。

基本計画（主要な事業）

- ① 上熊本駅周辺における商業・業務機能などの集積促進による高次拠点の形成
- ② 地下水汚染防止対策
- ③ 立田山一帯の緑地の保全や坪井川・八景水谷などの水辺環境の整備及び寂心公園などの整備
- ④ 幹線道路の整備

国道3号熊本北バイパスの整備促進、都市計画道路野口清水線、清水町万石麻生田線、市道鹿子木硯川線などの整備

- ⑤ 鉄軌道の整備

新駅（楠・弓削付近）設置の促進、鉄道環状線（J R武蔵塚駅～熊本電鉄）の検討、市電車両基地と乗り継ぎターミナルの建設（J R上熊本駅周辺）

- ⑥ 在宅福祉センター建設、老人福祉センター建設
- ⑦ 龍田小学校・楠中学校など過大規模校の分離新設
- ⑧ 楠・武蔵ヶ丘商店街の機能高度化
- ⑨ 食品工業団地の建設など

(6) 計画の推進にあたって

ア 市民主体の都市づくり

自らのまちは自らつくるという市民一人ひとりの自治意識のもとで、幅広い市民参加を促進し、その創造性・自主性と行政の専門性・計画性がいまった市民主体の都市づくりを推進する。

- ① 広報広聴活動の活発化
- ② 情報公開の拡大
- ③ 市政への市民参加の拡大
- ④ 市民活動の促進

イ 行財政の効率的運営

行政の近代化と、効率的、計画的な行財政運営に努め、行政サービスの一層の向上を図るとともに、人的・物的資源を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるよう、都市経営の視点に立ってまちづくりをすすめる。

- ① 効率的な行政運営
- ② 計画的な財政運営
- ③ 職員資質の向上
- ④ O A化の推進

ウ 都市圏行政の推進

国・県はもとより、周辺市町村との緊密な連携のもと、それぞれの特性を生かしながら、本市を中心とする広域都市圏の一体的な振興・発展を図る。また、この圏域を越えて解決を必要とする課題にも適切に対応する。

- ① 広域都市圏等との連携強化
- ② 国・県等との連携

6 行政改革

21世紀を間近に見据え、地方分権の大きな潮流の中、地方の自主性と自立性のもとに、地域の実情に応じたまちづくりや質の高い住民サービスの提供など、本市の果たすべき役割はますます重要なものとなってきている。また、従来にも増して市民の行政に対するニーズも多様化、複雑化するとともに、市民の市政参画が求められている。

しかしながら、本市の行財政の現状は、極めて厳しい状況にあり、今後とも市民のニーズに即応したサービスを提供するとともに、地方分権の担い手として個性あふれるまちづくりを推進していくためには、市政全般にわ

たる積極的な見直しが急務であり、現在、全庁挙げて行政改革に取り組んでいる。

(1) 行政改革大綱及び実施計画策定までの経緯

- 平成 7 年 5 月 熊本市行政改革推進本部を設置
- 平成 7 年 7 月 熊本市行政改革推進委員会を設置
- 平成 8 年 3 月 熊本市行政改革推進委員会より「提言」
- 平成 8 年 9 月 「熊本市行政改革大綱」を策定
- 平成 9 年 5 月 「熊本市行政改革大綱推進プログラム（99項目）」を策定

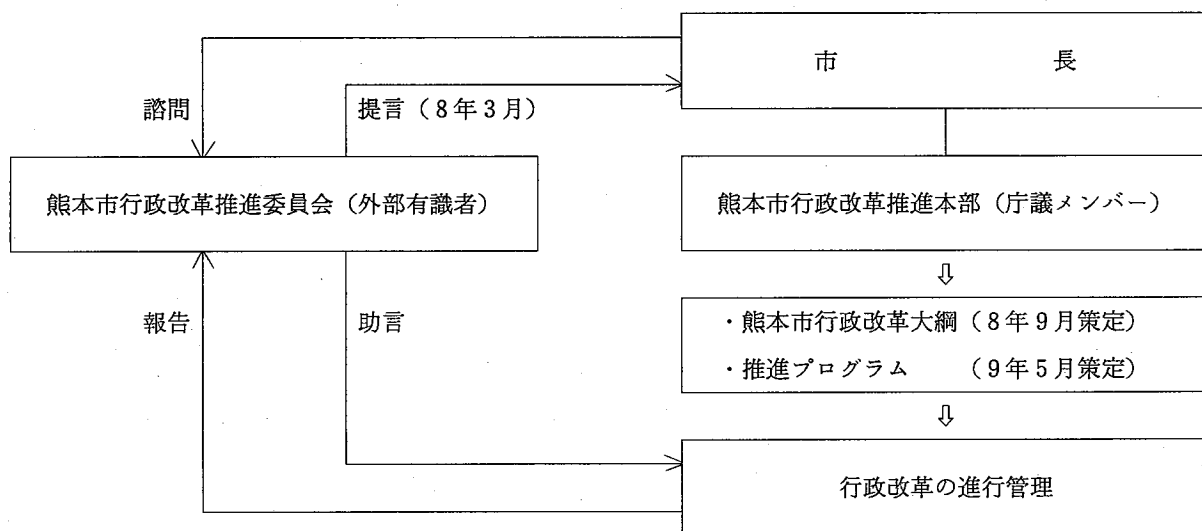
(2) 行政改革の実施期間と推進体制

ア 実施期間

平成 8 年度から平成12年度までの 5 カ年間

イ 推進体制

熊本市行政改革推進本部で行政改革の進行管理を行うとともに、熊本市行政改革推進委員会に対し、推進状況についての定期的な報告とあわせ、必要な助言を受け、行政改革の確実な推進を図る。



(3) 行政改革の基本的方向

提言に謳われる「心のかよったわかりやすい市役所」の実現を目指し、次の 3 点から本市行政改革に取り組み、限られた財源と人材を新たな行政需要に再配分・再配置することによって、時代に即応した新たな行政展開を図るものである。

ア 職員の意識改革並びに市民と行政の役割分担の確立

企業経営的発想への転換などの職員の意識革命を行うとともに、双方向の対話を通して市民と行政がともに支え合う市民社会づくりを進める。

イ 事務事業の総点検

事務事業の全般にわたり市民の視点に立った総点検を行うとともに、常に創意工夫を行っていく。

ウ 行財政システムの簡素・効率化

組織機構・人事管理・財政システムなどを総合的に見直すことによって、今後の新たな課題に迅速・柔軟に対応する。

(4) 行政改革の目標

平成12年度までの5カ年間の行政改革の取り組みにより、経費及び職員体制について、次の目標を掲げている。

ア 50億円の経費改善

① 歳出の節減	事務事業の見直し	1,501 (単位：百万円)
	組織機構の見直し	23
	事務経費の削減	350
	臨時職員の削減	126
	時間外勤務の縮減	527
② 歳入の確保	市税等徴収率の向上等	2,287
	料金体系の適正な見直し	200

イ 市民100人あたり1人の職員数の実現

職員数については、各市の状況をみると、それぞれの市が歩んできた歴史とこれをふまえた特色ある行政展開、あるいは交通事業や公立病院の有無などによって一概には比較できるものではないが、全国的には概ね「市民100人に職員1人」がその平均と言える。

このため、平成8年度当初で「市民96.5人に職員1人」の本市の職員体制を行政改革期間終了時までには「市民100人に職員1人」へ向上させるものであり、そのために職員数の抑制とともに組織及び事務事業の整理統合などを積極的に実施し、その実現を図るものである。

7 広報・統計

(1) 広報

ア 広報広聴組織

広報広聴委員会（部長）を設置し、市政広報広聴の円滑な運営を図っている。

委員 31名 必要に応じて開催

広報連絡委員（課長補佐）を置き、情報（各課の事業、行事を週報、月報など）の収集及び広報の円滑化を図っている。

イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行 A4判 20～24頁 241,600部（平成10年4月号実績）

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」（視覚障害者向け）

毎月1日発行 B5判 30頁 170部作成（郵送）

「声の市政だより」(視覚障害者向け)

毎月1日発行 90分テープ 75本作成(郵送)

「拡大版市政だより」(弱視者向け)

毎月1日発行 B4判 20~24頁 40部作成(郵送)

「まちがたり」

年1回発行 印刷部数 10,000部

市の重要施策の紹介

「ひびき」

年2回発行 1回の印刷部数 10,000部

市の施策を上・下半期に分けて具体的に紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前9時25分から5分間(年52回)

「お元気ですか熊本市」

KAB・TV 毎月第1土曜日午前9時45分から15分間(年12回)

「テレビ市政だより」

ケーブルテレビ(市民チャンネル)毎日午前7時、午後3時、8時から30分間(年1,095回)

テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週水・金曜日15秒間(年105回)

TKU・TV 毎週水・木曜日15秒間(年105回)

KKK・TV 毎週火・水曜日15秒間(年105回)

KAB・TV 毎週火・金曜日15秒間(年104回)

テレビ特別番組

市の重要施策をテーマとした特別番組を適時放映

ラジオ放送

RKKラジオ 毎週月曜日「大田黒浩一のとんでるワイドきょうも元気!」内午前9時30分から約2分間(年52回)

毎週水曜日「おー!わらナイト」内午後10時ごろ20秒間(年52回)

FM中九州 毎週火曜日「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」午前8時40分から5分間(年52回)
主に毎週金曜日「ぶらりくまもとサウンドギャラリー」内午前7時48分から約1分間(年80回)

毎週火・水・木曜日「アイ・ラブ・ウーマン」午後0時10分から約5分間(年157回)

くまもとシティエフエム

「おはようインフォメーション」

毎週月曜から金曜日午前10時02分から15分間(年261回)

「こんばんはインフォメーション」

毎週月曜から金曜日午後7時15分から15分間(年261回)

「40秒スポット」毎週火・木・土曜日(各2回、年312回)

エ 新聞広報

市政について市民のより広い理解を得るため、日刊紙の紙面を利用して広報

オ その他

「街角通信員制度」

目的 市民に地域の広報特派員として市の広報活動に参加してもらうことで、市政への親しみや理解を得ると共に市民参加の開かれた広報の展開を図る

任期 1年 定員 10人

「行事予定表作成」

月報くまもと(毎月月末発行)	}	報道機関、市議会議員、各学校、各課に配布	500部
週報くまもと(毎週木曜日発行)			

「広報車の利用」

広報車(ぎんなん号、放送設備付)による広報

広報取材車

カ 報道機関(市政記者)を通しての広報

市長記者会見

記者レクチャー(関係局部長などによる記者説明)

資料提供

※記者クラブ加入社(13社)

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB

時事通信・共同通信

(2) 統計

ア 指定統計調査の実施

統計法で指定されている各種統計調査を実施する。

(主な指定統計調査)

①国勢調査(総務庁)5年毎

日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。

②事業所・企業統計調査(総務庁)5年毎

事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。

③住宅・土地統計調査(総務庁)5年毎

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。

④就業構造統計調査（総務庁）5年毎

国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。

⑤工業統計調査（通産省）毎年

製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。

⑥商業統計調査（通産省）3年毎

商店を漏れなく調査して、商店分布状況や販売活動の実態及び商品の流通状況を明らかにする。

⑦農林業センサス（農水省）5年毎

農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。

イ 統計刊行物の発行

指定統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成し、庁内、庁外に配布する。

また、市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

（統計調査結果報告書）

①熊本市の人口（国勢調査結果）

②熊本市の事業所・企業（事業所・企業統計調査結果報告書）

③熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）

④熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）

⑤熊本市の農業（農業センサス結果報告書）

（市独自の統計刊行物）

①熊本市統計書 400部作成

②熊本市市勢要覧 950部作成

③グラフでみるくまもと 10,000部作成

④熊本市の市民所得 250部作成

⑤統計くまもと 300部×2回作成

ウ 行政資料室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が市政に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

また、平成10年度から、パソコンを導入し、資料の目次による検索を実施している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

行政資料室利用状況

年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
7	1,557人	2,517冊	10,067冊
8	1,618	2,806	11,284
9	1,043	1,257	12,347

8 市民交流サロン

「交流推進」「市政への提案」「市民相談」「情報提供」の4つを基軸に、「双方向の対話」の市政を進める市民への窓口として、平成7年4月に設置された。行政と市民あるいは市民相互の交流の中での様々な提案、意見を市政へ反映させるとともに、平成10年7月からは、サロン内にボランティア活動推進コーナーを設け、その情報収集・提供等の支援に当たる。

(1) 交流推進事業

ア サロンdeトーク

市長をはじめ市幹部職員が曜日毎のローテーションを組み、サロン内で直接市民と懇談・対話の機会を持つ。

イ 市政懇談会

市長自らが地域に出向き、直接地域の市民と懇談し、市政に対する意見や提案等を幅広く聴くことにより、地域の状況を的確に把握し、地域の特性や実情に則した効率的な行政展開を図る。

ウ 出前市民交流サロン

市民交流サロンの職員が市内各地へ出向き、ボランティアグループ、公民館講座生や高校生等の様々な団体と交流する。

エ 市長への手紙

市政への提案や要望、熊本市の将来像についての意見などを市民から市長へ手紙形式で提案してもらい、市民の生の声を市政に反映させる。

オ わたしの提言

インターネット、FAX通信を活用し、迅速、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、対応する。

カ 市政に関する市民意識調査

行政運営のための基礎となる市民の意識を把握するために、その時々にあったテーマ並びに継続的な項目を基に調査を行い、その結果を関係部局へ還元し、施策の的確な実施への資とする。

キ 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象とした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

①各局別の市政相談件数

局	区分 受付件数	事業別の件数						
		日常の相談	市政懇談会	出前市民交流サロン	サロンdeトーク	市長への手紙	わたしの提言	市政モニター
市長室	22	1	1	10	1	6	3	
企画調整局	36	2	1	4		11	18	
総務局	37	16	2	3	2	13	1	
市民生活局	127	29	10	22	6	47	10	3
保健衛生局	30	20	1	2		7		
環境保全局	81	19	3	36	2	13	6	2
経済振興局	39	18	4	9	1	4	3	
都市整備局	93	34	7	20	2	23	5	2
建設局	143	85	6	22	2	23	2	3
交通局	32	6	2	7		8	5	4
教育委員会	79	19	7	15	6	22	4	6
その他の市政	45	13	2	4	16	7	3	
国	12	5	1	2		1	3	
県	30	11		7	2	5	4	1
その他民事	25	7		2	10	2		4
計	831	285	47	165	50	192	67	25

② 一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				5	6	7	8	9
一般相談	㊸～㊹ 8:30～17:00	市職員	家庭・相隣・生活問題など	3,395	4,079	7,428	6,684	6,041

③ 特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時	担当	相談内容	相談件数				
				5	6	7	8	9
税務相談	㊸ 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	240	230	242	225	199
人権相談	㊹ 13:00～16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	146	140	163	99	121
登記相談	㊸ 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	498	416	490	545	529
法律相談	㊸・㊹・㊺ 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	770	769	748	777	1,106
サラ金相談	㊸～㊹ 9:00～16:00	専門相談員	サラ金に関する事など	993	1,035	1,183	1,142	1,148
民事介入暴力相談	㊸ 9:00～12:00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関する事	44	49	50	58	49

(注) 法律相談は予約制(8名)、相談当日の午前8時30分から交流サロンで電話にて予約受付。

ク 施設めぐり

日常生活に関係の深い市の施設へ団体、親子や一般応募の市民グループを案内し、施設への理解と市政への協力を進める。

(2) サロン活用事業

ア 市政モニター制度

市内全小学校区に計100名のモニターを2年の任期で委嘱し、市政に関するいろいろな意見を組織的に聴くことにより、市民の声を市政に反映させている。

○活動内容

施設研修、学習会、体験研修、グループ討議・報告会、アンケート調査、モニター通信

イ ランチタイム・サロン

昼休みの時間を利用して童謡・弦楽五重奏等のコンサートを開催し、市民へ憩いとふれあいのひとときを提供している。

ウ 情報・展示コーナー

健康、防災、環境問題など日常生活に関係する身近な情報や市内外の観光、イベントニュースなどの資料、パンフレット等により提供する。また、郷土に関する書籍、くらしや法律相談の事例集などの閲覧コーナーもある。

(3) ボランティア活動推進事業

平成9年10月「くまもと・よかよかボランティアプラン（熊本市ボランティア活動推進基本指針）」を策定した。市民交流サロンでは、ボランティア活動推進コーナーで下記の事業を実施している。

ア 情報収集・提供

ボランティアの募集、ボランティア養成講座の開催など、ボランティア活動に関する情報を収集し、提供する。

イ 登録・紹介

ボランティア活動をしたい人やグループを登録し、必要とする施設や団体などに紹介する。

ウ 相談

ボランティア活動に関心のある人や実際にしたい人の相談、ボランティア活動を必要とする施設、団体などの相談に応じる。

エ 交流の場の提供

ボランティアが気軽に集い、交流できる場として市民交流サロンを提供する。

9 情報化推進

情報化の推進については、昭和61年3月に電算システムを自己導入して以来、熊本市総合行政情報システムの構築を進めるとともに、地域情報化の面でも、国や県、関係機関と連携し、テレトピア構想及びハイビジョンシ

ティ構想等の推進に取り組んでいる。

平成8年度からは、行政情報化推進モデル事業やインターネットを活用した都市発進事業に新たに取り組むとともに、来るべき高度情報化社会に対応するため、平成9年度に情報化基本計画及び情報化実施計画を策定した。今後は、庁内ネットワークの構築など具体的な取り組みを進め、情報化のさらなる推進を図る。

(1) 熊本市情報化基本計画の概要

ア 計画の基本的事項

①計画の趣旨

近年の情報化の急激な進展に伴う社会変化に的確に対応するため、行政の情報化を基軸とし、地域社会全体の情報化を計画的・合理的に推進する。

②計画の性格

熊本市のこれまでの取り組みや国の指針、情報化をめぐる社会的背景等を踏まえ、本市の情報化施策の基本的指針を新たに定め、総合的・体系的に示す。

③計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つもののすべてを対象とする。

④計画の期間

目標年次：平成18年度とする。(必要に応じ、内容の見直しを行う。)

イ 情報化推進の基本的考え方

①基本理念

情報化による新たな都市づくりの推進

情報化を有効に活用し、市民を主体とした、中核市にふさわしい新たな都市づくりを推進する。

②基本目標

新たな都市づくりへの情報化の活用

人間性と機能性に満ちた新たな都市づくりを支援する有効な手段として情報化を活用する。

活発で高度な情報環境の形成

市民の誰もがタイムリーに、手軽に、質の高い情報を受・発信できる環境を形成する。

情報化による行政運営の高度・効率化

行政課題に的確に対応するため、市内部の情報化を推進し、行政運営の高度・効率化を図る。

③基本方針

「市民主体のネットワーク社会」の構築

人と人とのふれあいを重視した情報化を推進することにより、やすらぎのある環境のもと、市民の誰もが平等に生活、仕事、余暇のさまざまな場面でよろこびを実感できる市民主体のネットワーク社会を構築する。

④情報化へのアプローチ

市民と地域のニーズ及び行政のニーズに基づき、情報化へのアプローチを行う。

⑤情報化推進の留意事項

安全性、公平性、経済性、実効性、効率性を確認する。

ウ 取り組みの基本的方向

①市民主体のネットワークの形成

ふれあいネットワーク	市民・地域・事業者・行政間のさまざまな交流活動を支援する。
やすらぎネットワーク	市民の安全で快適かつ健康な生活を保証する環境づくりを支援する。
よろこびネットワーク	市民が生きがいとよろこびを実感できる生活や活動を支援する。

②市内部の情報化

市民サービスの向上や地域の活性化を念頭に置いた行政運営の高度・効率化を図る。

③情報環境の整備

情報インフラの整備、情報活用のルールやモラルの確立、人材育成、制度・事務手続き等の見直しなど、情報化を適切に推進するための環境を整備する。

エ 計画の進め方

①今後の取り組み

- ・具体的な施策を実施計画で定める。
- ・地域の情報化推進のため、ネットワークの形成を図り、市は啓発や支援を行う。
- ・地域の情報化を促進する先導的取り組みとして、市の行政の情報化を推進する。
- ・情報インフラや教育・啓発・研修体制の整備など、情報化を円滑に進める環境を整備する。

②推進体制の整備

- ・庁内に協議機関を設置し、全庁的な推進体制を整備する。
- ・国や県、他市町村との協力関係の形成はもとより、市民や事業者との協議機関を設置して協力体制を確立し、適切な役割分担を図る。

(2) 行政情報化推進モデル事業

この事業は、庁内に2つの部分的なネットワークを構築し、三役及び各局長等の間で電子メール等を利用した、情報伝達の一層の円滑化・効率化を図るとともに、情報企画部内において、より専門的な実験及びデータの収集等を行うことを目的としたものである。

事業概要

- ・庁内ネットワークモデルシステム
電子メールによる情報交換等
- ・情報企画部内ネットワークモデルシステム
職員1人1台環境による、電子メールやファイル共有等

運用開始日

平成8年11月1日

(3) インターネットを活用した都市情報発信事業

この事業は、本市の自治体情報や四季折々の熊本城のライブ映像、観光情報、ホットな国際交流情報などを広く国内外に向けて発信し、「わたしの提言」という形で、市民を始め、広く国内外から市に対する意見・要望を受け付けることで、地域の活性化を図るとともに、本市がすすめる市民参加型のまちづくりを側面から支援することを目的としている。

併せて、大江市民センターと市庁舎間で、簡易なテレビ会議システムを利用した遠隔手話の案内や外国語案内を行い、行政サービスの高度化の実験を行う。

事業概要

ホームページ開設期日 平成9年1月31日（平成10年3月26日に内容を全面更改）

ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

システムの構成

サーバ	熊本ケーブルネットワーク㈱内 (郵政省 自治体ネットワーク施設整備事業の補助対象事業)
クライアント	市役所内9カ所、大江市民センター1カ所
ネットワーク	CATV網を転送速度10Mbpsのデジタル専用線として活用し、熊本ケーブルネットワーク㈱と市役所、大江市民センターをネットワーク化している。

(4) テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町の範囲で、地域指定を受けた。

この計画は、熊本情報案内システム、熊本県健康管理システム、県図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの6つのシステムで構成されているが、このうち、本市が関係しているものは、熊本情報案内システム（KINGS）、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム（CATV）である。

ア 熊本情報案内システム

プライベートビデオテックスシステムにより、公衆型街頭端末を85台設置し、市民と観光客へ、地域に密着した情報を提供しており、推進法人は、第三セクター㈱熊本ビデオテックスサービスである。

イ ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多種多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、推進法人は、第三セクター熊本ケーブルネットワーク㈱である。

(5) ハイビジョンシティ構想推進事業

本市は、平成2年4月、高度映像都市（ハイビジョン・シティ）モデル都市の指定を受けた。

この構想は、ハイビジョンの特性である高度な映像、ネットワークを生かした都市機能の高次化を実現するとともに、ハイビジョンを通じた国際交流、さらには市民間のネットワークづくりによる人間味あふれるまちづくりを実現していく。

ア ハイビジョン機器導入

熊本市総合女性センター、市庁舎1階ロビー、熊本城、熊本市国際交流会館

イ ハイビジョンソフト政策

「歴史とロマンの旅・熊本城」（短縮版・外国語版あり）、「くまもと水物語」

ウ ハイビジョンの日記念講演会

平成4年度より、11月25日のハイビジョンの日を記念した記念講演会を実施している。

(6) 暮らしと情報化展

最新の情報機器の展示や、情報化の現状と近未来像の提示などにより、市民に情報化の普及啓発を行うも

ので、平成5年度より開催している。

会期 平成10年10月2日～4日（予定）

会場 グランメッセ熊本（予定）

主催 暮らしと情報化展実行委員会
熊本県、熊本市等10団体で構成

（7）総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針（昭和59年9月27日策定）

① 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

② システムの概要

（ア）本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。

（イ）データベースシステムを基本構造とする。

（ウ）日本語情報処理システムを採用する。

③ 利用の方向

（ア）当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

（イ）将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成する「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

（ウ）運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

① 条例の制定

「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」により、市民のプライバシー保護のため必要な基本的事項を定めるとともに、市長の附属機関としての個人情報保護審議会を設置する。

② 運用管理面の対策

「熊本市電子計算組織管理運営要綱」に基づき電子計算組織の運用管理面を充実させることにより、組織の安全性及び信頼性を向上し個人情報の保護を図る。

③ 設備面の対策

電子計算組織及びデータ保管室等の火災、地震等の自然災害及びデータの破壊、改ざん等の不正行為等あらゆる危険から物理的に個人情報の保護を図る。

④ 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

ウ 電算システム適用業務と開始年度

年 度	区 分	年 度	区 分
昭和60年度	住民記録 交通災害共済 国民健康保険（1次）	昭和63年度	母子医療事務 保育所管理 老人福祉事務 障害福祉事務 生活保護 下水道受益者負担金
昭和61年度	行政基本 人事（1次） 給与（1次） 国民年金 下水道水洗化貸付金償還 選挙事務 児童手当 学校教育 印鑑登録	平成元年度	財務会計 起債管理 国民健康保険（2次） 乳児医療 老人医療 予算編成
昭和62年度	人事（2次） 給与（2次） 軽自動車税 中小企業勤労者福祉共済 下水道使用料 市・県民税 税収納管理 市営住宅管理 貸付統合 法人市民税 固定資産税	平成2年度	土木設計積算 決算統計 合併に伴うシステム移行 （30業務）
		平成3年度	合併に伴うシステム移行 （4業務）
		平成7年度	特別土地保有税システム 固定資産税（2次） 給与勧告
		平成8年度	母子寡婦福祉資金貸付

エ 開発の状況

平成10年度………システム開発

- ・西暦2000年対応 ・市民課業務バックアップシステム
- ・介護保険システム調査

オ 電算システム機器の構成

(ア) 中央処理装置 GS8300/10+GS8300/10（デュプレックスシステム）

主（内部）記憶容量 A系（住民情報系）256MB

B系（内部情報系）256MB

(イ) 補助（外部）記憶装置

磁気ディスク装置 140GB ※1GB=10億バイト（1バイト=1文字）

磁気テープ装置 4台

カートリッジ式磁気テープ装置 2台（8デッキ）

(ウ) 入出力装置

フロッピーディスク装置	1台
本体系ラインプリンター装置	4台
端末装置	343台
端末系プリンター装置	222台

10 情報公開・個人情報保護

(1) 情報公開制度

熊本市情報公開条例が、平成10年4月1日に公布され、平成10年10月1日から施行予定となっている。

ア 目的

本市の保有する文書等の開示（閲覧及び複写）を請求する権利につき定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長

ウ 開示請求の対象となる文書等

原則として、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

オ 開示される文書等の範囲

① 基本的な考え方

一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある情報を不開示情報とし、これに当たらないものはすべて開示されるという原則開示の仕組みとしている。

なお、文書等に不開示情報とそれ以外の情報が混在している場合には、その分離が可能であれば、不開示情報を除いた部分を開示することとしている。

② 不開示情報の範囲

個人や法人等の正当な権利利益を害するおそれがあるもの、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等は、不開示とすることとし、次に掲げる7項目を不開示情報として規定している。

(ア) 法令秘情報

(イ) 個人に関する情報

ただし、次のようなものは、原則として除く。

- ・ 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
- ・ 実施機関が公表することを目的として作成、又は取得した情報
- ・ 公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報
- ・ 規則で定める公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に関する情報

(ウ) 法人等に関する情報

ただし、(イ)、(ウ)を通じて、人の生命、身体等を保護するために開示することがより必要な情報を除く。

(エ) 公共の安全等に関する情報

(オ) 審議・検討等に関する情報

(カ) 事務事業に関する情報

(キ) 国等に関する情報

③ 公益上の理由による裁量的開示

特に開示すべき公益上の必要性があるときには、実施機関の判断により、不開示情報が記録されている文書等を開示することができることとしている。

④ 文書等の存否に関する情報

特定の個人の病歴等、その存否を明らかにするだけで、第三者の権利利益や公共の利益が害される結果が生ずることがある場合には、開示請求があっても、その存否を明らかにせずに拒否できることとしている。

カ 開示請求及び処理の手続

① 開示請求に対する決定の期限

実施機関は、開示請求の翌日から14日以内に開示等の決定をしなければならない。ただし、事務処理上の困難などやむを得ない理由があるときは、最大45日まで延長できるとしている。

また、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合の特例についても定めている。

② 第三者保護に関する手続

第三者に関する情報が記録された文書等について開示請求があったときは、当該第三者の意見を聴くなど、第三者の権利利益の保護に関する手続についても定めている。

③ 費用の負担

開示手数料は、無料とする。写しの交付に関する費用については、実費相当額を徴収することとしている。

キ 不服申し立て等

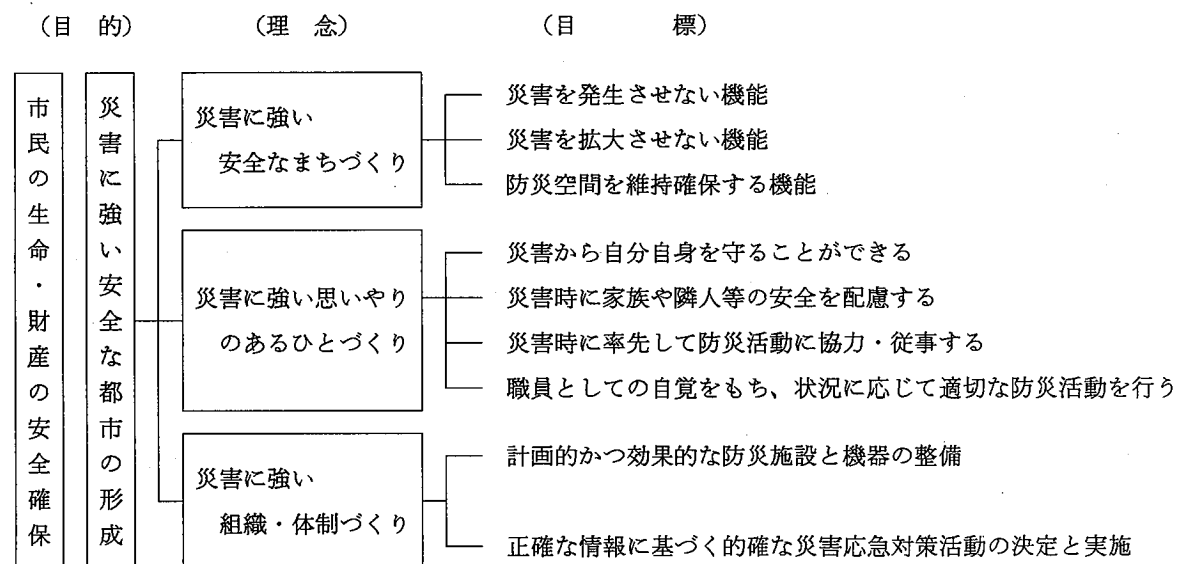
不服申し立てに関しては、第三者的立場からの評価を加味することによって、より客観的で公正な解決が期待できることから、熊本市情報公開審査会の設置を定めている。

(2) 新たな個人情報保護制度化の取組み

市民のプライバシー保護等のため、電子計算組織の運営に係る個人情報のみならず、手作業処理に係る個人情報を含めた個人情報の制度化に取り組んでいる。

11 総 合 防 災

(1) 防災ビジョン



(2) 平成10年度の事業計画

ア 行事予定（平成9年実施日）

- ① 防災会議（5月22日）
- ② 総合防災訓練（5月28日）
- ③ 総合防災展（8月28日～8月30日）
- ④ 防災とボランティア展（1月18日～1月21日）

イ 主要事業

- ① 第3回市民防災教室
- ② 総合防災公園建設基礎調査
- ③ 職員用防災マニュアルの作成
- ④ 自主防災クラブ育成

12 国 際 交 流

本市は中華人民共和国・桂林市、アメリカ合衆国・サンアントニオ市、ドイツ連邦共和国・ハイデルベルク市と友好姉妹都市の盟約を結んで以来、それぞれの都市と特色ある事業を活発に展開すると同時に、世界中の各都市と経済、文化、芸術、スポーツなどさまざまな分野で活発な交流を進めている。

また、平成6年に、国際交流の拠点施設として建設された熊本市国際交流会館では、財団法人熊本市国際交流振興事業団を中心に市民の国際化を更に促進するとともに外国人へのサービスの充実に努めている。

一方、平成9年度実施した「国際化に関する意識調査」によると、外国人の友人関係や国際ボランティアなど

いろいろな形で国際交流活動に参加したいという市民の強い意欲が伺われている。

このような中、本市は、世界に開かれた国際都市づくりをめざし、市民参加のもと、諸外国との多様な交流をさらに推進するための取り組みを行っている。

(1) 桂林市（中華人民共和国）

熊本市と桂林市は、昭和54年10月1日の友好都市締結以来、長期的視野に立って両市間の経済・科学技術・都市建設・教育・文化・観光・衛生等の各分野において交流と協力を促進し、両市市民の相互理解と友好親善を深めるため、積極的に交流事業を展開している。

提携までの経緯とその後の経過

昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務協議のため先遣団を派遣。同年10月1日、梁成業桂林市革命委员会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の承認を得て、市制90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を執り行った。

以来、両市の友好交流は活発に展開され、昭和59年秋には友好都市締結5周年記念として熊本市産業展を、昭和63年秋には友好都市交流事業において全国でも初めての試みとなった農業技術展覧会を、そして平成4年秋には、日本及び熊本の生活文化を幅広く紹介する生活文化展を桂林市で開催し、桂林市をはじめ中国全土から大きな反響を呼び、両市両国の相互理解を大きく促進させた。また、平成2年には桂林市に熊本・桂林友誼館が、平成4年には熊本市に熊本・桂林友誼亭が完成し、それぞれ両市友好のシンボルとして市民に親しまれている。

最近の主な交流

平成9年4月	中国国際交流員として桂林市職員1名を本市に採用（約1年間）
7月	桂林市友好代表団（蔡 永倫 市長代理一行）の受け入れ（5名）
8月	第17回熊本市高校生桂林市友好訪問団の派遣（27名）
9月	熊本市留学生2名を桂林市内の広西師範大学へ派遣（約1年間）
10月	第16回熊本市民友好の翼（訪中）の派遣（130名）
11月	桂林市経済代表団（孫 中文 副市長一行）の受け入れ（13名） 桂林市教育振興事業（希望プロジェクト）への寄付金を贈呈（100万円） 熊本市林家開新小学校落成式訪問団の派遣（5名）
12月	桂林市民友好の翼の受け入れ（143名）
平成10年4月	桂林市派遣留学生1名を熊本学園大学へ受け入れ（約1年間） 熊本市就航記念訪問団の派遣（3名）

桂林市の概要

桂林市は、中国南西部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する長い歴史を持った風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、水墨の山水画にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち、「桂林山水は天下に甲たり」と古くから称されるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の「桂」はキンモクセイの意で、街の至る所にキンモクセイの街路樹が植えられていて、花の咲く秋の季節には街中がその香りに包まれる。

桂林市の全市人口は約128万人（うち市区人口は約56万人）で大多数は漢民族であるが、壮（チワン）族をはじめ回・侗・苗族など多くの少数民族からなっている。面積は約565km²（市区）で気候は亜熱帯地方に属し年間の平均降雨量は1,700mm、平均気温19℃と温和で、古くから広西の政治、文化の中心として栄えてきたところである。

（２）サンアントニオ市（アメリカ合衆国）

提携までの経緯とその後の経過

国際化が進展する中、21世紀を目指した街づくりに取り組んでいる本市は、更に本市の国際交流を推進するため、市制施行100周年を控えた昭和62年、我が国と最も緊密な関係にある米国との姉妹都市締結実現に向け、市議会、市民各界各層の協力を得ながら諸準備を開始した。

同年7月、本市の姉妹都市として相応しい米国の複数の都市へ姉妹都市調査団を派遣し、テキサス州にある93万の人口とアラモの砦に象徴される歴史、さらにリバーウォークにみられる水と緑の美しい環境を擁しハイテク産業を核とした新たな経済発展に取り組むサンアントニオ市が、本市ともっとも共通点を有する都市として注目を集めた。

この調査報告を踏まえ、両市代表団が相互に訪問を行い具体的協議を重ねた後、同年12月28日、サンアントニオ市長を本市に迎え、姉妹都市締結の調印式を執り行った。以来、友好の翼の派遣、少年野球チームの相互派遣、交換留学、医師・看護婦の交流など幅広い分野において活発な交流が続いている。このような中、平成9年度には姉妹都市締結10周年を迎え、サンアントニオ市で開催されるフィエスタ（サンアントニオ市の祭り）の時期に合わせ、熊本市友好代表団、フィエスタ参加芸能団、熊本市議会代表団を派遣し、サンアントニオ市民との友好を深めた。また、10周年を記念して、市民友好の翼を相互に派遣するなど、市民各般の幅広い国際交流を実施し両市の友好親善を深めている。

最近の主な交流

平成9年4月	熊本市代表団派遣
	熊本市議会代表団派遣
	フィエスタ参加芸能団派遣
5月	熊本交響楽団サンアントニオ市演奏訪問
	熊本市医師・看護婦派遣
6月	サンアントニオ市留学生受け入れ
8月	英語教師海外研修派遣
	熊本市留学生のサンアントニオ市への派遣（大学生、高校生）
9月	サンアントニオ市留学生の受け入れ（大学生）
10月	市民友好の翼受け入れ
	教職員派遣研修
11月	市民友好の翼派遣
3月	女子バレーボールチーム受け入れ
	雪ヒョウ「ボロミール」熊本市動植物園来園
平成10年4月	サンアントニオシンフォニー指揮者受け入れ

5月 医師・看護婦派遣

6月 サンアントニオ市留学生の受け入れ

サンアントニオ市の概要

1718年に誕生し人口112万を擁する全米第9位の都市サンアントニオ市は、アメリカ合衆国テキサス州南西部に位置する。1982年にはレーガン大統領から、「オールアメリカンシティ」の称号を与えられたが、これは現在のサンアントニオ市を高く評価したものである。

サンアントニオ市は、年間観光客数1千万人以上を誇る全米有数の国際観光都市であり、特に有名なのは、テキサス独立戦争の際の激戦地「アラモの砦」である。また、市内中心部には、サンアントニオ川が流れ、水辺の散歩道「リバーウォーク」は、緑と治水をみごとに調和させた都市計画の一例として世界の都市づくりの模範例となっている。また、約7haの敷地に2万5千人収容できるヘンリーゴンザレスコンベンションセンターを持ち、平成5年5月には、約6万5千席備えた多目的スポーツ施設、アラモドームがオープンするなど、国際コンベンションシティとしても着実な発展をとげている。

(3) ハイデルベルク市（ドイツ連邦共和国）

提携までの経緯とその後の経過

昭和39年、当時の石坂繁熊本市長が訪独の際、ハイデルベルク市を訪れたのが公式訪問の始まりである。その後昭和53年、熊本市議会訪欧団がハイデルベルク市を訪問、また、同市で開催された「お城フェスティバル」へ本市文化交流団53名が参加するなど、両市の友好交流は積極的に展開された。

続いて、ラインホルト・ツンデル市長の来熊、両市市旗の交換、熊本市民によるミュージカル「アルト・ハイデルベルク」の公演や同市の日本週間への代表団及び民間交流団体の参加、平成元年の市制施行100周年記念式典並びに翌2年の水資源国際会議等には、市長をはじめ市議会議員が来熊するなど両市の友好は更に深まった。

そして平成4年5月19日、平和と環境に対する共通の責任の認識のもとに、ハイデルベルク市において両市は友好都市締結を行った。また、9月にはヴェーバー市長をはじめとする代表団が本市を訪問し、改めて調印式を執り行った。その後、熊本市民友好の翼の派遣をはじめとする市民レベルでの交流や、サッカーやバスケットボールなどのスポーツあるいはホームステイを通した両市青少年の交流が実施されている。また、本市からの寄付金を元にハイデルベルク市に設置された国際交流基金が適切に管理運用される中、医師、看護婦の相互派遣など、医療交流が活発化している他、同市で過去2回にわたり開催された地球温暖化防止に関する国際会議へ本市が参加するなど環境分野での交流も進展しつつある。

最近の主な交流

平成9年5月 熊本市より医師、看護婦の派遣

ハイデルベルク市青少年ハンドボール親善訪問団の受け入れ

ハイデルベルク市友好代表団の受け入れ

6月 熊本市より医師の派遣

7月 熊本市少年バスケットボール親善訪問団の派遣

8月 ハイデルベルク市青少年交流訪問団の受け入れ

9月 ハイデルベルク市より看護婦の受け入れ

熊本市より医師、技師の派遣

熊本市職員の派遣（3カ月研修）

平成10年3月 熊本市女性交流訪問団の派遣

ハイデルベルク市の概要

ハイデルベルク市は、人口約13万9千人の都市で、ネッカー河がオーデンの森からライン平野へ流れ出る地点にあり、標高116m、温和な気候に恵まれている。500年間プファルツ侯の宮殿であった古城のふもとのロマンチックな町であり、ドイツで最も美しい町のひとつと言われる。ドイツ最古の大学を通じて町には知的な雰囲気がただよい、浪漫派の芸術家を魅了した古い町と川と森と古城のおりなす美しい調和は、今なおすこしのかわりもない。

市内の名所ハイデルベルク城は、旧市街アルトシュタットの狭い路地、絵のような美しい屋根の波の上に堂々と聳え、城を訪れる人は、歩く度に多様な城の歴史を見ることができる。また、ハイデルベルク大学はドイツ最古の大学であり、その歴史は過去600年の政治・人文科学の変遷をうつす鏡である。産業としては、ハイテク産業、バイオ研究が盛んである。市内には、ハイデルベルク城や大学のほか、アルテブリュッケ（古い橋）、聖霊教会など多くの観光名所があり、年間約350万人もの観光客が訪れている。

（4）熊本市国際交流会館

地方の国際化が急速に進展するなか、本市は基本構想において「活力あふれる交流拠点都市」の実現を施策の柱に位置づけ、国際交流を市政の重要施策のひとつに掲げている。平成6年9月には、市民の国際化への多様な要請に応えるべく、国際交流の拠点として熊本市国際交流会館を建設した。

落成以来、同会館では、2階交流ラウンジにおいて、国内外の新聞、雑誌、図書、ビデオ、インターネットによる情報サービス、外国語による相談業務、異文化理解講座等の市民の国際化推進、市民と在熊外国人の交流会などの各種事業を積極的に展開している。

また、ホール、会議室は交流団体等の会合に頻繁に利用され、更なる市民の国際化に向け着実な実績を上げており、今後も市民と外国人の交流拠点として同会館の重要性は増すものと予想される。

設置主体	熊本市
所在地	花畑町4番8号
構造	鉄筋鉄骨コンクリート地上7階、地下2階建
面積	敷地面積 1,656㎡ 延床面積 8,439㎡
工期	平成4年7月～平成6年7月
開館	平成6年9月1日
建設費	4,090,000千円
主要施設	7 F } ロビー、通訳ブース 6 F } ホール（230人） 5 F 大広間（A）（B）、茶道室、和室、小会議室（洋）（和） 4 F レストラン、第1会議室、第2会議室

- 3 F 国際会議室、研修室(1)(2)(3)
 2 F 交流ラウンジ、姉妹都市コーナー、事務室
 1 F エントランスホール、会館事務室
 B 1 F 駐車場、駐輪場、防災センター
 B 2 F トレーニング室、機械室

会館利用状況 (平成9年度)

ホー ル (1件=1催物)								研 修 室 会 議 室 大 広 間 和 室 等
集 式 会 典	音 楽 会	演 劇 ・ 演 芸	日 舞 ・ 洋 舞	講 習 ・ 講 演 会	シ ン ポ ジ ウ ム	そ の 他	計	
件 64	件 37	件 3	件 2	件 88	件 42	件 30	件 266	件 5,284

1.3. 国 内 交 流

福井市

提携までの経緯とその後の経過

福井市と熊本市とは、ともに城下町として栄え、第12代細川藩主斉護公の娘勇姫が第16代越前福井藩主松平慶永(春嶽)公に興入れしたり、郷土の先哲横井小楠が福井藩の藩政改革にあたるなど、深い歴史的縁がある。

また、福井市は織物王国といわれるほど繊維産業が集積しており、ファッションタウンの形成を目指しているとともに、テクノポリスや国際コンベンションシティの指定を受けているなど、産業振興の面からも共通点を有している。

このような理由により、平成6年11月16日、熊本市において姉妹都市盟約書調印式を行った。

その後、平成7年2月17日には、福井市において盟約書の精神に基づく幅広い交流の促進を再確認する姉妹都市に関する覚書調印式を行った。

この姉妹都市提携を機に、両市の中央郵便局、ケーブルテレビ、N T T、商工会議所がそれぞれ姉妹提携を結んだほか、青少年交流、文化交流、各種団体交流など、市民レベルでの活発な交流が行われている。

最近の主な交流

- 平成9年4月 「ふくい春まつり越前時代行列」に参加
 7月 福井市小学生交流訪問団の来熊
 8月 熊本市小学生交流訪問団の福井市派遣
 「くまもとお城まつり囲碁大会男女ペア戦」に福井市より参加
 9月 福井市からポニー2頭を寄贈
 11月 福井市にて熊本市物産展開催

熊本市・福井市災害時相互応援協定の締結

平成10年6月 福井震災50周年記念事業「世界震災都市会議」に参加

福井市の概要

福井市は、九頭竜、足羽、日野の三大河川の扇状地である福井平野に発達した、人口25万4千人余、面積340.60km²の地方中枢都市である。

古くは北陸道の要衝として、中世以降は城下町として栄え、天正元年に消失した朝倉氏の居城は国の特別史跡に指定されている。幕末当時の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永（春嶽）公で、橋本左内、由利公正などの多くの人材を輩出した。また、慶永公は産業振興事業として織物を採り入れ、織物王国福井の礎を築いた。

明治22年に市制がしかれた際に福井市となり、熊本市と同じく平成元年に市制100周年を迎えた。

昭和23年に福井大地震に見舞われ、市街地は廃墟と化したのが、その後奇跡的な復興を遂げ、不死鳥福井と称されている。

近年では、テクノポリスの指定を受け、テクノパーク福井などの整備により、繊維産業のみならず、電気、機械等の集積も高まっている。また、国定公園越前海岸や史跡、文化財などの多くの観光資源を生かしたコンベンションの推進にも力を入れており、国際コンベンションシティの指定を受けている。

区画整理や都市計画道路など、都市基盤の整備も着々と進んでおり、歴史と近代的なまちづくりが見事に調和した北陸の雄都である。

14 男女共同参画

女性も男性も共に、自らの人生を自らの意思で選択し、責任を担い合い、お互いを尊重することのできる社会の実現が求められている。

このため、西暦2000年に向けた行動計画「くまもと市女性プラン」のもと、男女共同参画に関する意識啓発や環境づくり、また、女性の自立と参画の推進を関係部局と連携しながら総合的、計画的に取り組んでいる。

これまでの沿革

昭和62年4月	女性行政の総合窓口として婦人生活課を設置
平成2年4月	総合婦人会館・カルチャーセンター（現総合女性センター）オープン
平成4年3月	「くまもと市女性プラン」策定
平成5年4月	女性政策課に課名変更
平成9年10月	「男女共同参画に関する市民意識調査」（5年毎に実施3回目）
平成10年4月	男女共生推進課に課名変更

（1）女性プランの推進

- ア 女性プランの具体的な実効性を図る「第三次実施計画」の策定
- イ 庁内推進体制—女性行政推進会議の運営

（２）啓発事業

ア 啓発資料の作成等

啓発リーフレット「共に明日へ」等の配布

啓発情報誌「はあもにい」 年３回発行 各5000部

ラジオ（FM中九州、熊本シティFM）による啓発・広報

イ 出前講座

地域、企業等に出向いて、女性問題学習会を開催

（３）人材育成と活動支援

女性の社会参加を促進するとともに、女性の意欲と能力向上を目的にその活動を支援し、ネットワーク化を進める。

ア 自主グループ登録制度

自主的な活動グループを登録し、その活動および相互交流を支援する。

イ 女性の登用推進

女性の人材発掘と登用拡大を図るため、人材リストを作成し、審議会・委員会等への女性の登用を積極的に働きかける。

審議会等への女性の登用率 平成９年度17.1% 平成10年度18.6% （各年度５月１日現在）

ウ 女性リーダーの養成と支援

市民サイドからの啓発活動のリーダーとして期待できる人材を養成し、活動を支援する。

（４）調査・研究

くまもと女性史編纂（「くまもと女性史研究会」）への支援。

熊本市総合女性センター

男女共同参画社会の実現及び市民文化の振興を目的とし、男女相互の自立と調和ある社会の実現をめざす施設である。

センターでは、５つの概念のもと、年間を通し市民を対象とした様々な事業を展開している。

① 男女の生き方支援事業

男女が共に自立し、協力しあいながら、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して、それぞれのライフステージに沿った様々な事業を展開し、今後の男女のあり方を示唆する。

- ・男女の問題に関する女性学セミナー等の各種セミナー開催
- ・女性の心と体に関する相談事業や自己カウンセリングセミナー等の開催

② ファミリーサポートセンター事業

子育て支援及び市民相互のふれあいづくりを目指して、地域の子育ての相互援助活動を支援する。

- ・相互援助活動の調整、事前講習会の開催、交流会等の開催

③ 文化振興事業

当センターから生れる文化と人を目指して、地域に根ざした文化振興事業を行うと共に公演や交流の場を提供する。

- ・私のギャラリー等の開催

④ 情報収集提供事業

日常生活における生活文化支援情報の収集・提供を通じて女性の社会参画や地域のネットワークづくりを支援する。

- ・資料の収集・提供等

⑤ 施設貸出事業

市民が気軽に手作りの催しを開催できるようにセンター機能を生かした助言や活動支援を行い、市民の創造性を育む。

- ・施設の貸し出し（メインホール等16施設）

（施設の概要）

設置主体 熊本市

所在地 黒髪3丁目3番10号

構造 鉄筋コンクリート4階建（一部5階）

面積 敷地面積 5,876.38㎡ 延床面積 5,376㎡

工期 平成元年1月～平成2年3月

開館 平成2年4月7日

建設費 2,280,000千円

主要施設 4F 会議室、研修室A・B・C、和室

3F リハーサル室A・B・C、創作アトリエ、スタジオ、編集ルーム

2F 多目的ホール（200人）、食のアトリエ、食品加工室、男女共生推進課、消費者センター、
ギャラリー

1F メインホール（372人）、情報資料室、相談室、幼児室、事務室

立体駐車場 64台 駐輪場 80台

会館利用状況

区分 年度	メインホール							多目的ホール							研修室 リハーサル室 食のアトリエ 和室 会議室等 (14室)
	集式 会 ・ 大会典	音楽 会 ・ 演奏会	演 劇 ・ 演芸	日 舞 ・ 洋舞	講 習 ・ 講演会	そ の 他	計	集式 会 ・ 大会典	音楽 会 ・ 演奏会	演 劇 ・ 演芸	日 舞 ・ 洋舞	講 習 ・ 講演会	そ の 他	計	
5	43	179	9	9	42	0	282	19	117	11	7	15	43	212	4,164
6	19	171	10	10	40	0	250	8	127	19	3	24	34	215	4,097
7	18	160	17	10	45	0	250	12	96	34	1	55	27	225	4,454
8	23	167	9	17	63	0	279	27	83	34	3	44	16	207	4,600
9	20	168	11	6	46	1	252	11	97	33	3	40	23	207	4,523

利用者状況

区分 年度	メインホール					多目的ホール				
	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計	公 共 団 体	文 化 団 体	一 般 団 体	個 人	計
5	58	6	165	53	282	26	1	122	63	212
6	51	23	136	40	250	34	2	124	55	215
7	35	8	173	34	250	33	1	146	45	225
8	43	5	188	43	279	42	1	132	32	207
9	28	5	176	43	252	28	2	128	49	207

総務

1.5 消費者行政

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的推進を図り、市民の消費生活の安定及び向上を目的に各種事業を行う。

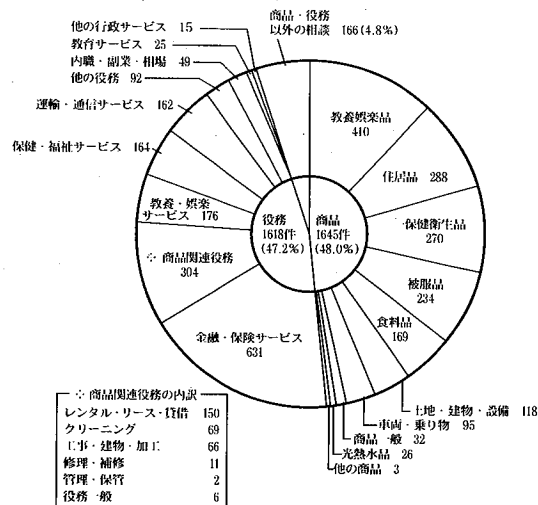
(1) 消費者保護施策（消費者センターの充実）

消費者からの買物相談や商品・サービスの契約、販売方法等に関する相談、苦情処理のためのセンター相談窓口の充実を図るとともに、消費者の声を関係業界や行政に反映させる。

ア 相談件数

年度	5	6	7	8	9
総件数	2,560	2,501	2,811	3,134	3,429

イ 商品別相談件数



(2) 消費者意識の高揚

最近の複雑、多様化する消費生活に対応し得る消費者の育成を目的に各種講座、事業を開催する。

ア 消費生活講座

消費者セミナー……消費生活に関する基礎的な知識の

修得（受講生は一般公募）

消費生活移動講座……………多発する消費者トラブルの未然防止や、くらしの中の様々な問題をテーマに地域や職場に講師を派遣。

イ 中学生啓発事業

中学生を対象に契約の知識など消費者取引に係る啓発資料作成また、啓発ビデオの貸し出しを行う。

ウ 高齢者、若者啓発事業

増加する若者・高齢者の被害を未然に防止するため、啓発事業を推進する。

エ 「消費者月間」事業

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」が制定されたのを記念し、昭和53年から5月30日を「消費者の日」、昭和63年からは毎年5月を「消費者月間」と定め、記念事業を行う。

オ 消費者フェア事業

消費者が正しい知識と自主的な消費行動をもって、より豊かなくらしを築くことを目的とし、開催する。市と消費者団体主催で種々のテーマについて、パネル、商品展示等を中心に情報提供を行う。

（3）情報の収集提供

ア 消費生活情報の収集提供

市民の消費生活に関する商品、関係法令等の知識普及のための情報を収集し、提供する。

イ 消費者物資の情報収集

毎月、市内の50店舗を対象にくらしのモニター50名による生鮮食料品、生活関連物資35品目の小売価格、需給状況を調査し、平均小売価格を発表する。

ウ 消費者センター内にパネル、商品の展示、書籍やパンフレット類のコーナーの常設及びビデオの映写、貸出による情報提供。

（4）消費者の組織化と活動の助長

消費者団体の組織活動を援助し、また、講座受講生や地域住民などを対象とした新たなグループの組織化と自立を促進する。

16 文化振興

心の豊かさを求める市民のニーズの高まりを背景に、市民の文化活動も活発化し、一層多様化の傾向にある。本市は、総合計画の4つの都市像の一つに「風格ある文化創造都市」を掲げ、21世紀に向け伝統と風土に根ざした創造性豊かな市民文化の振興に積極的に取り組んでいる。本年は、全国に向けて文化発信する第3回「草枕」全国俳句大会、第4回全国邦楽コンクールなどの事業も取り入れた「くまもとお城まつり」を引き続き開催する。また、市民と行政が一体となった文化的質の高い総合行政の推進を目指すとともに、行政内部の文化化にも取り組んでいる。

(1) 人づくり基金制度（平成3年度から実施）

目 的 将来にわたって「豊かな自然と文明の調和」をめざし、「安全と活力に満ちた熊本市」をつくるための、創造性豊かな人材を育成する。

基金の額 576,641,428円

年 度	3・4	5	6	7	8	9	累計
援 助 件 数	52	12	13	10	11	7	105
援助金額(千円)	63,000	14,200	19,600	11,600	15,500	6,000	129,900

(2) 市民文化の振興

ア 熊本県文化協会への助成

事業内容 県内の文化関係の諸団体ならびに諸機関等の相互の連絡調整をはかり、文化の育成発展に寄与することを目的に文化事業の主催ならびに後援、県内各種文化団体ならびに文化機関の相互の連絡調整と情報交換、県外文化団体ならびに文化機関との交流、その他文化の育成発展に必要な事業を行っている。

加盟団体 366団体

事業予算 78,194千円（平成10年度）

助成金額 15,000千円（平成10年度）

イ 市民美術展の開催

目 的 熊本市民の芸術文化の奨励と普及を図り、文化の香り豊かな魅力ある熊本市を形成していくため開催する。また、応募者全員の作品を展示するアンデパンダン展方式を採用している。

会 期 平成10年10月22日～11月1日

会 場 熊本県立美術館・本館

部 門 洋画・日本画・版画・彫刻・写真・書

年度	5	6	7	8	9
応募点数	412	400	405	309	547

ウ 平成10年度文化事業

・「くまもとお城まつり」 平成10年10月17日～11月3日 20主催事業 11共催事業

本市最大の歴史的文化遺産・観光資源である熊本城の魅力を再発見し、また先人が築き育んできた豊か

な歴史文化に触れ、これを後世へ継承するとともに、新たな文化の創造へ結び付け、市民文化の祭典として熊本城を中心に事業を展開する。

主な事業としては、オープニングの「夢の架け橋コンサート」で華やかに開幕し、幽玄の世界に酔いしれる「薪能」をはじめ、民謡・太鼓など伝統芸能の披露や競演があり、歴史再現パレード「時代行列」でフィナーレを飾る。

- ・「全国邦楽コンクール」 平成10年10月25日

世界に誇る伝統音楽である邦楽を継承・発展させるために全国の才能ある邦楽演奏家を発掘し、育成の契機をつくるとともに新しい時代の邦楽の進展に寄与し、「くまもとお城まつり」を通して熊本の魅力を全国に向けて発信する。

- ・「草枕」全国俳句大会 平成10年11月1日

'96、漱石来熊100周年を記念して創設した俳句大会を、昨年から「くまもとお城まつり」行事の一環として開催、「熊本の文化」「俳句と熊本」の情報発信を全国へ向けて行う。

(3) 熊本市美術館の建設

平成5年6月、洋画家で文化功労者故井手宣通氏の本市への作品寄贈がきっかけとなり、市立の美術館建設計画が始まった。現在、上通A地区市街地再開発事業で建設する複合ビル内に美術館を設置する計画を進めている。

(4) 財団法人熊本市美術文化振興財団

本財団は、美術を中心とした芸術文化の発展と振興に貢献する目的で平成6年10月に設立され、広い視野と自由な立場で郷土ゆかりの美術家等を顕彰し、調査・研究を行っている。

1 7 熊本城復元整備

城下町として栄えた熊本市には、多くの歴史遺産、伝統文化等が継承されてきたが、その中核となる熊本城は、貴重な歴史文化遺産としてはもとより、本市最大の観光資源として、更には「森の都」を印象づける緑の拠点として、今日まで市民や訪れる多くの人々に愛され続けてきた。

一方、現代は物質的に恵まれた豊かな社会であるが、反面、地域の誇りや心のゆとりが段々薄れつつある社会でもある。

このような中、本市の、歴史と文化の象徴である熊本城を整備することは、更に都市に潤いと風格を与え、また、市民に一層の誇りや心のゆとりを提供できる場として、大きな役割を果たすものである。

(1) 整備方針

ア 歴史的建造物の保存と復元

史料に基づき、歴史的建造物の保存・復元を行い、歴史遺産としての価値をさらに高める。

イ 都市の潤い空間としての環境整備

熊本城の原風景を守りながら、豊かな緑を育成し、都市の潤い空間としての価値を高める。

ウ サービス空間の創出

史跡に配慮しながら、便益施設を充実させるとともに、歴史を学び、体験する機能を導入し、観光資源としての価値を高める。

(2) 整備手法

ア 城域のゾーニング

城域を、本丸（保存・復元ゾーン）、二の丸（緑の遊園ゾーン）、三の丸（歴史・学習体験ゾーン）、古城（観光客のエントランスゾーン）、千葉城（文化交流ゾーン）の5つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに見合った整備を効率的に進める。

イ 整備期間

短期・中期・長期に分けて整備を進めることとし、短期的には、築城400年にあたる平成19年（2007年）を目処に、天守閣へ至る通路（闇御門・くらがりごもん）の上に建てられていた本丸御殿の復元をはじめ、お城まつりの会場となっている笹園周辺の建造物を復元する。

(3) 熊本城復元整備基金

市民総参加のもと、復元整備を進めるために、平成10年4月創設。広く国内外の個人、法人、団体からの寄附を募り、熊本城復元整備の財源とする。

ア 募金実施期間 平成10年4月1日～平成19年3月31日

（第1期 平成10年4月1日～平成13年3月31日）

イ 募金目標額 15億円（第1期 5億円）

18 第54回国民体育大会

(1) 熊本市開催方針

豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統をもつ、“水と緑の都”熊本市で開催される第54回国民体育大会は、65万市民総参加のもと、その英知と情熱を結集し、全国から集う人々に深い感動を与え、21世紀に向けて新たな飛躍となる、熊本らしい心のこもった国体の成功を目指す。

この大会を契機として、スポーツと文化の一層の振興と発展を図り、健康で豊かで、生き生きと光り輝く、“ヒューマンシティ・くまもと”実現に貢献するものとする。

実施目標

- ア 本市で行われる競技会の準備に当たっては、市民あげて一致協力し、その開催に万全を期す。
- イ 大会開催を契機として、本市におけるスポーツ・文化の振興に寄与する。
- ウ 全国から集う人々を、心から暖かく迎え、友情の輪を大きく広げるとともに、熊本の歴史や文化や産業を広く全国に紹介する。

(2) 愛称・標語

「くまもと未来国体」・「人、光る。」

(3) 熊本市での開催競技

ア 正式競技 (10競技)

夏季 水泳、ボウリング

秋季 陸上競技、バレーボール、体操、バスケットボール、ソフトテニス、自転車、ライフル射撃、
なぎなた

イ 公開競技 (2競技)

秋季 高等学校野球、スポーツ芸術

(4) 開催準備経過

平成元年12月4日 第54回国民体育大会熊本県準備委員会開催 (第1回)

夏季主会場ー熊本市が設置することに決定

秋季主会場ー熊本県が設置することに決定

平成4年4月1日 熊本市企画調整局内に国体準備室を設置

平成5年12月16日 市議会で国体開催決議 (12競技)

平成6年7月5日 第54回国民体育大会熊本大会正式内定

平成6年11月9日 第54回国民体育大会熊本市準備委員会設立総会開催

平成7年7月26日 第54回国民体育大会熊本市準備委員会第2回総会開催

平成8年7月9日 第54回国民体育大会熊本大会正式決定

平成8年7月31日 第54回国民体育大会熊本市準備委員会第3回総会・実行委員会設立総会開催

平成9年6月26日 第54回国民体育大会熊本市実行委員会第2回総会

(5) 熊本市総合屋内プール (アクアドームくまもと) 施設の概要

設置者 熊本市

所在地 熊本市荒尾町1244番地

構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建

敷地面積 約11.2ha

建築面積 16,453㎡、延床面積24,231㎡

本工期 約2年6ヵ月

開館 平成10年7月

建設費 総事業費 約262億円 (見込み)

主要施設 メインプール (観客席 約3,000席)

夏期 (プール) 公認競泳プール 50m×25.5m、10コース

公認飛込プール 25m×23m

冬期 (スケートリンク)

春期 (多目的フロア)

サブプール (観客席 約200席) 公認プール 25m×18m 7コース 通年利用

その他施設

合宿所、トレーニングルーム、レストラン、情報・展示コーナー、駐車場約400台

19 職 員 研 修

(平成9年度)

(1) 研修受講人員

区 分	研修センター研修	自主研修	派遣研修	職場研修	合 計
延 人 員	1,786	192	112	1,220	3,310

(2) 研修センター研修

研 修 名		対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容	
ア 特 別 研 修	接 遇 研 修	全 職 員	3	128	2	11、2	「行政は最大のサービス産業である」という住民サービスの原点に立ち返り、業務遂行に必要な接遇マナーを修得することにより、市民サービスのより一層の向上を図る。特に今年度からは、各職場との連携を強化し、現場での接遇研修を実施する。	
	ボ ラ ン テ ィ ア 研 修	全 職 員	1	150	1	1	職員自らが率先して地域とふれあい、ボランティア活動等を行うことによって「心豊かなやさしいまちづくり」を推進していくため、その前提となる職員のボランティア意識の醸成を図る。	
	職場環境づくり	課 長 特 別 研 修	ラインの課長	6	153	2.5	4～8	社会環境の変化に呼応して生じる「行政への新たな期待と役割に応えられるような「チャレンジ精神を有する創造力豊かな職員」とそのような職員を活かし、育てる「意欲あふれる職場環境づくり」を形成していくために、本市オリジナルマニュアル『職場における変革マネジメントの手引き』を使って、各職場における職務の創造と再設計の手法と、それを推進する人材の新たな育成方法の修得を図る。
		係 長 特 別 研 修	ラインの係長・主査	12	443	2	5～7	本市の抱える行政課題について、研究グループによる研究活動を実施することにより、職員の政策形成能力の養成及び本市の政策開発に資する。
	行政課題研究研修	全 職 員	1	32	6	7～3	公務員・組織人としての心構え、基本的態度を修得し、さらに熊本市職員としての基礎知識を習得させることで、職場への早期適応を図る。また、市民の幸せの条件を実現するため、市民の立場で考え、サービス提供ができる職員を育成する。	
イ 基 本 研 修	新 規 採 用 職 員 研 修	一 般 行 政 職 及 び 業 務 職	1	141	9	4	半年間の実務経験を振り返り、仕事へのモチベーションを高めることによって、職場の中での自分の役割を再認識させ、自主的に仕事に取り組む職員を育成する。	
		保 健 婦 ・ 看 護 婦	1	17	6	5		
	新 規 採 用 職 員 フ ォ ロ ー 研 修	新 規 採 用 職 員	4	158	3	10	地方自治体を取り巻く環境変化について認識を深め、これからのまちづくりに対する意識の啓発を図るとともに、公務員としての必要な基本的法律知識を修得する。	
	事 務 員 ・ 技 術 員 研 修	初級職採用3年目の職員	1	35	3	11		

研 修 名		対 象	回数	人員	日数	実施時期	内 容
イ 基 本 研 修	業 務 職 員 研 修	採 用 後 14年目の 業 務 職 員	2	55	2	8, 11	公務員としての自覚を新たにするとともに、職場の中堅としての役割や責任を考え、活力ある職場づくりを促し業務遂行の意欲向上を図る。
	吏 員 研 修 第 I 部	吏 員 昇 任 後 2年目の 主 事 ・ 技 師	4	121	2	6	これまでの仕事を振り返り、自己の使命（ミッション）を認識し、今後の効果的な仕事の進め方を考えるとともに、事務改善のためのスキルを修得する。
	吏 員 研 修 第 II 部	吏 員 昇 任 後 7年目の 主 事 ・ 技 師	4	140	4	8, 9, 11	中核市としての熊本市政の推進を担う職員としての資質の向上と問題解決能力の向上を図り、多角的な視野を持ち、旺盛なチャレンジ精神で行動し、活力に満ちた職場作りに貢献することができるリーダー的な職員を育成する。
	作 業 長 ・ 主 任 研 修	作業長・主任昇任者	1	28	2	9	作業長・主任が現場の責任者及び指導者として、その役割を果たすために必要な知識及び技能等を深めることにより、職務遂行の円滑化を図る。
	係 長 研 修 第 I 部	係長級昇任者	2	51	2	12, 2	係長相当職に求められる行政課題解決能力の研修を実施することにより、本市業務の効率化を目指す。 また、次期ライン職該当者として、監督者としての役割を認識させることにより、日常の業務遂行における自己啓発を動機づける。
	課 長 補 佐 研 修 第 I 部	課 長 補 佐 級 昇 任 者	2	57	2	10	課長補佐として、重要な職務を遂行するために必要な知識・技能を養う。特に、今年度からは「目標による管理」の考え方を正しく理解させることによって、業務の目的・目標、評価尺度を設定できるスキルを修得し、事業の優先度・重要度を決定し資源を配分できる能力を養成する。
	課 長 研 修 第 I 部	課 長 級 昇 任 者 (職場環境づくり研修対象者を除く)	1	21	2	7	管理者としての責任を自覚し、行政を総合的に推進する管理能力を啓発する。特に、組織内外の環境変化に先見性的に対応できる、広い視野の養成と政策形成能力の開発に重点を置く。
ウ 実 務 研 修	行 政 学 セ ミ ナ ー	全 職 員	1	14	8	12～1	自治体職員の法務能力の向上を図り、様々な行政課題に柔軟に対応できる法的感性を磨き、論理的思考で政策を形成できる職員を育成する。
	民 法 研 修	全 職 員	1	16	7	1	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・センスを身につけ、行政の公正的確な事務処理能力の向上を目指す。
エ 内 部 講 師 養 成 研 修	吏 員 研 修 講 師 養 成	吏 員 研 修 内 部 講 師 予 定 者	1	4	2	7	吏員研修講師として必要な基礎的研修理論の修得と指導技術の向上を図る。
	公 務 員 倫 理 研 修	課長補佐級の者	1	21	1	2	各職場における公務員倫理意識の維持高揚を図る。
	接 遇 リ ー ダ ー 養 成	接 遇 研 修 講 師 予 定 者	1	1	4	2	新規採用職員に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識・技能態度の修得及び能力の向上を図る。

(3) 自主研修

研修名	対象	回数	人員	実施期	内容
通信教育	全職員	一回	76人	4～3月	“自ら学ぶ姿勢”を持つ意欲ある職員を援助することにより、自己啓発の促進を図る。
職員提案	全職員	—	81件	4～3月	本市の事務事業に関する職員の提案を奨励することにより、市政に対する職員の参画意識の高揚を図る
中国語研修	全職員	1	12	10月から6ヵ月間	国際的な広い視野と識見を備えるために、その基礎となる語学能力を養う。
ドイツ語研修	全職員	1	23	10月から6ヵ月間	同上
職員研修誌	全職員	2	—	9、3	時代に適応した記事を掲載し、全職員への自己啓発意欲の浸透と市職員としての素養の向上を図る。

(4) 派遣研修

研修名	場	人員	期間
海外派遣研修	短期型	15人	8～13日
	滞在型	2	73～75日
都市派遣研修	大阪市、京都市ほか	19	3日
自治大学校	東京都	2	3ヵ月～5ヵ月
国際文化アカデミー	滋賀県大津市	9	9日～1ヵ月
市町村アカデミー	千葉市	7	4～10日
専門職員派遣	建設大学校、国立公衆衛生院ほか	15	10日以上
大学研究生・聴講生派遣	熊本大学教育学部障害児教室	1	1年間
その他の派遣研修	熊日経営セミナー 自治体女性管理監督者研修会 県下11市女子職員研修 その他	42	1～5日

(5) 職場研修

研修名	対象	回数	人員	日数	実施期	内容
保育所研修	保育課職員	20回	291人	1～5日	4～3月	保育指針の理解を深め、実践面の深化を図るとともに、社会の変化に対応する保育所の在り方を考える。
保健婦研修	保健所・保健センター職員等	5	214	1	4～3月	公衆衛生看護の効果的な活動展開のための知識・技術の修得を図る。
用地研修	用地取得に携わる職員	2	5	5	6,7,11	用地取得に携わる職員に対し、用地事務に関する基本的知識を修得させることを目的として実施する。
職場集合研修	全職場・全職員	13	579	1～2	4～3月	各職場の業務に密着した研修を、職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する。
職場指導員研修	職場指導員	4	131	0.5	6	後輩指導・育成に関する基本的な方法を修得することにより、新規採用職員への指導体制の充実を図る。

20 人 事 委 員 会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、一般市として初めて、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成9年度職員採用試験の実施状況

試 験 区 分	職 種	申込者数	第 一 次 受験者数 A	第 一 次 合格者数	第 二 次 受験者数	最 終 合格者数 B	倍 率 A/B
上 級 職	事務職	827人	625人	46人	46人	22人	28.4倍
	社会福祉職	30	23	6	6	3	7.7
	技術職	土 木	36	25	4	4	12.5
		建 築	24	22	4	4	7.3
		機 械	25	17	4	2	8.5
		電 気	23	16	4	4	8.0
		化 学	60	43	4	2	21.5
	文化財専門職	16	15	2	2	1	15.0
[上級職 小計]		1,041	786	74	70	37	21.2
免 許 資 格 職 (上級職)	栄 養 士	56	43	4	4	2	21.5
	保 健 婦 (士)	61	55	10	10	5	11.0
	学 芸 員	14	11	4	3	2	5.5
[免許資格職 (上級職) 小計]		131	109	18	17	9	12.1
初 級 職	事 務 職	377	317	32	32	15	21.1
免 許 資 格 職 (中 級 職)	保 母	73	60	14	14	7	8.6
	看 護 婦 (士)	97	82	16	15	8	10.3
[免許資格職 (中級職) 小計]		170	142	30	29	15	9.5
業 務 職	業 務 A	257	218	20	20	10	21.8
	業 務 B	56	48	12	12	6	8.0
[業務職 小計]		313	266	32	32	16	16.6
消 防 職	初 級 消 防 職	209	169	16	16	8	21.1
運 輸 職	バ ス 運 転 士	59	57	26	26	17	3.4
	電 車 技 工	22	21	6	6	3	7.0
[運輸職 小計]		81	78	32	32	20	3.9
《総 計》		2,322	1,867	234	228	120	15.6

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成9年職種別民間給与実態調査をもとに、平成9年10月2日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成9年4月現在）

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平均経年数
全 職 員	5,811人	362,318円	39歳 8月	18年 10月
一 般 行 政 職	2,787人	342,743円	39歳 11月	18年 7月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の70事業所（企業規模100人以上、事業所規模50人以上の202事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A) - (B)
360,126円	356,931円	3,195円 (0.90%)
4月遡及改定分の影響（積残し分）		396円 (0.11%)
合 計		3,591円 (1.01%)

エ 勧告の内容

給料表は、現行の給料表を、民間給与との較差を考慮するとともに、国及び他の自治体の職員の改定状況並びに本市実情を勘案して改定すること。

諸手当については、民間の支給状況並びに国及び他の自治体の状況を考慮して改定すること。

この改定は、平成9年4月1日から実施すること。ただし、宿日直手当の改定については、平成10年1月1日から実施すること。

オ その他

①諸手当について

扶養手当につき、高校生、大学生等の子を扶養する職員の家計負担の実情に配慮した改善を行うほか、女性の社会進出等に伴う職員の世帯間の均衡に配慮し、扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族の手当額について改善を行う必要がある。

初任給調整手当及び宿日直手当につき、所要の改善を行う必要がある。

期末手当につき、年間支給割合の改善を行う必要がある。

②給与制度について

民間の状況や国及び他の自治体の動向に留意しながら、職務や個人の能力と実績を反映させるよう検討する必要がある。

③勤務時間等について

職員の勤務時間等については、定時退庁の実施、超過勤務命令方法の見直しなど超過勤務縮減の方策に取り組みられているところであるが、なおその縮減に向けて引き続き努力するとともに、年次有給休暇の使

用促進についても、引き続き管理職員はじめ職場全体において、より一層努力する必要がある。

④公務における高齢対策について

地方自治体として取り組むべき重要な課題としての認識のもとに、制度導入までの時間的制約を念頭に置き、本市の実情に適した高齢者雇用制度の導入について、国及び他の自治体の動向等に十分留意しながら、職域の開拓、問題点の整理分析等必要な検討を引き続き進めていく必要がある。

⑤人事管理システムについて

限られた財源と人員の中で効率的で活力ある公務運営が求められており、今後の人事行政の運営にあたっては、時代の変化に柔軟に対応し得る幅広い視野と意欲を持った人材の確保と育成に努めることが肝要である。

女性職員の登用については、男女共同参画社会の実現へ向け、女性の能力活用と組織の活性化を図るという観点から、一層女性の活用を図る必要がある。

⑥公務能率の向上について

民間においては、経済構造の転換等に伴い、依然として厳しい経営環境の下で、経営改善への努力が続けられている状況にあり、公務にあっても、これらを十分に認識し、事務事業の見直し、業務の簡素化・効率化の推進、職場における役割と責務についての意識改革等に努める必要がある。

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

平成9年度には、措置要求書が1件提出されたが、当委員会の勧奨により、任命権者と要求者の間で交渉が行われ、その結果、要求書が取り下げられており、現在係属中の事案はない。

事 案 名	経 過
平成9年（措）第1号事案	平成9年5月6日 要求書提出日
	平成9年6月10日 事情聴取日 要求者
	平成9年6月18日 " 任命権者
	平成9年6月30日 交渉の勧奨
	平成9年7月9日 当事者間の交渉 第1回
	平成9年7月29日 " 第2回
	平成9年7月30日 要求書取下げ日

イ 不利益処分に関する不服申立て

平成9年度には、不服申立て事案はなく、継続中の事案もない。

21 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平10.6.24現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	熊本市役所	840	1,087	1,927
	102	慶徳小学校	854	1,079	1,933
	103	五福地域開発センター	1,056	1,526	2,582
	104	一新小学校	2,023	2,636	4,659
	105	一新幼稚園	764	1,132	1,896
	106	上熊本老人憩の家	740	917	1,657
	107	上熊本団地集会室	1,768	1,620	3,388
	108	池田小学校	1,683	1,695	3,378
	109	京町台保育園	975	1,239	2,214
	110	京陵中学校	1,270	1,595	2,865
	111	壺川小学校	1,817	2,274	4,091
	112	信愛女学院幼稚園	972	1,390	2,362
	113	碩石小学校	1,106	1,514	2,620
	114	市立高校	1,685	2,055	3,740
	115	黒髪小学校	1,549	1,590	3,139
	116	桜山中学校	2,710	2,551	5,261
	117	清水小学校	2,319	2,738	5,057
	118	亀井公民館	1,400	1,613	3,013
	119	高平台小学校	3,460	4,100	7,560
	120	銀杏学園短期大学	1,730	1,960	3,690
	121	八景水谷公民館	1,485	1,762	3,247
	122	城北小学校	2,855	2,076	4,931
	123	清水北老人憩の家	1,231	1,437	2,668
	124	麻生田小学校	2,966	3,519	6,485
	125	榆木小学校	2,112	2,447	4,559
	126	楠小学校	2,558	2,824	5,382
	127	武蔵小学校	2,487	2,764	5,251
	128	弓削小学校	1,682	1,855	3,537
	129	龍田小学校	3,230	3,504	6,734
	130	宝積寺公民館	1,849	2,050	3,899
	131	白川小学校	1,339	1,665	3,004
	132	鎮西高校	1,183	1,538	2,721
	133	九州学院	1,302	1,809	3,111
	134	大江小学校	1,778	1,856	3,634
	135	菊水学園	1,895	1,856	3,751
	136	託麻原小学校	3,328	3,512	6,840
	137	白山保育園	933	1,208	2,141
	138	白山小学校	2,504	2,888	5,392
	139	出水小学校	2,048	2,648	4,696
	140	水前寺公園郵便局	1,421	1,833	3,254
	141	東水前寺公民館	2,291	2,733	5,024
	142	熊本県庁	709	836	1,545
	143	砂取小学校	2,042	2,742	4,784
	144	出水中学校	2,856	3,215	6,071
	145	出水南中学校	1,461	1,737	3,198
	146	江津湖団地第2集会所	1,725	2,169	3,894
	147	画図中央公民館	2,296	2,617	4,913
	148	湖東中学校	1,867	2,233	4,100
	149	泉ヶ丘小学校	1,436	1,767	3,203
	150	泉ヶ丘公民館	1,264	1,685	2,949
	151	若葉小学校	2,130	2,522	4,652
	152	東野中学校	2,480	2,840	5,320
	153	秋津第2公民館	1,875	2,192	4,067
	154	桜木小学校	3,722	4,111	7,833
	155	東町小学校	2,270	2,321	4,591
	156	健軍東小学校	2,661	3,041	5,702
	157	健軍小学校	2,342	2,703	5,045
	158	尾ノ上小学校	3,832	4,281	8,113
	159	京塚公民館	1,119	1,321	2,440
	160	帯山中学校	1,920	2,260	4,180
	161	帯山小学校	2,941	3,482	6,423

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	帶山校区第6町内公民館	2,074	2,298	4,372
	163	月出小中学校	2,692	2,910	5,602
	164	山ノ内小中学校	3,761	4,231	7,992
	165	長嶺小中学校	3,472	3,800	7,272
	166	日赤健康管理センター	2,187	2,380	4,567
	167	託麻南小中学校	2,466	2,799	5,265
	168	託麻東小中学校	4,024	4,344	8,368
	169	託麻北小中学校	2,629	2,770	5,399
	170	託麻市民センター	1,711	1,751	3,462
	171	託麻西小中学校	3,000	3,256	6,256
	172	下南部分館	1,097	1,144	2,241
	173	西原公民館	1,124	1,343	2,467
	174	西原小中学校	3,876	3,882	7,758
	175	西里保育園	1,101	1,282	2,383
	176	五丁保育園	1,157	1,238	2,395
	177	明徳保育園	899	1,024	1,923
	178	北部総合支所	2,342	2,767	5,109
	179	北部東小中学校	2,718	3,060	5,778
		小計	158,476	180,449	338,925
2	201	花園小中学校	3,115	3,500	6,615
	202	花園公民館	1,689	2,146	3,835
	203	岳林寺	1,690	2,076	3,766
	204	城西小中学校	3,041	3,647	6,688
	205	横手保育園	554	724	1,278
	206	春日小中学校	1,854	2,214	4,068
	207	春日保育園	745	969	1,714
	208	向山小中学校	2,298	2,719	5,017
	209	世安公民館	1,325	1,600	2,925
	210	本荘小中学校	1,312	1,839	3,151
	211	春竹小中学校	3,096	3,749	6,845
	212	事業内高等職業訓練校	1,956	2,323	4,279
	213	託麻中中学校	3,653	4,166	7,819
	214	田迎南小中学校	2,290	2,570	4,860
	215	御幸小中学校	3,187	3,793	6,980
	216	川尻小中学校	1,712	2,046	3,758
	217	城南中中学校	2,195	2,957	5,152
	218	城南小中学校	791	862	1,653
	219	森下保育園	1,492	1,723	3,215
	220	日吉小中学校	1,677	1,990	3,667
	221	日吉東小中学校	1,984	2,181	4,165
	222	力合小中学校	2,900	3,176	6,076
	223	薄場団地集会所	1,176	1,393	2,569
	224	古町小中学校	1,314	1,746	3,060
	225	花陵中中学校	2,220	2,869	5,089
	226	白坪小中学校	2,291	2,601	4,892
	227	城山小中学校	3,203	3,789	6,992
	228	池上小中学校	2,366	2,848	5,214
	229	高橋小中学校	839	967	1,806
	230	中島地域福祉コミュニティセンター	751	912	1,663
	231	二番公民館	809	929	1,738
	232	小島小中学校	1,040	1,266	2,306
	233	有明保育園	271	297	568
	234	松尾東小中学校	355	388	743
	235	松尾西小中学校	541	620	1,161
	236	松尾北公民館	102	104	206
	237	河内小中学校	1,199	1,425	2,624
	238	みかんの里振興センター	821	932	1,753
	239	椎亀集荷場	385	447	832
	240	芳野中中学校	536	585	1,121
	241	鮑田東小中学校	2,228	2,560	4,788
	242	鮑田南小中学校	820	1,021	1,841
	243	鮑田西小中学校	1,051	1,233	2,284
	244	中緑小中学校	459	571	1,030
	245	銭塘小中学校	921	1,058	1,979
	246	奥古閑小中学校	1,446	1,676	3,122
	247	川口小中学校	1,015	1,120	2,135
		小計	72,715	86,327	159,042
合計			231,191	266,776	497,967

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙施行年月日 区 分	昭54. 4.22	昭58. 4.24	昭62. 4.26	平 3. 4.21	平 7. 4.23
有 権 者 総 数	340,548	362,884	384,110	440,958	467,890
投 票 者 数	243,010	248,675	255,361	282,185	270,623
投 票 率 (%)	71.36	68.53	66.48	63.99	57.84
立 候 補 者 数	64	64	68	74	67
定 数	52	52	52	56	52
最 高 得 票 数	6,498	6,762	8,645	7,811	7,701
当選者最低得票数	3,206	2,754	3,195	3,194	3,641
立候補者最高年齢	80	84	73	77	81
最低年齢	30	27	29	26	27

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 開 票 区	第 1	第 2	第 3	全 体
衆議院議員総選挙 (平 5. 7.18)	71.73	71.81	71.84	71.79
熊 本 市 長 選 挙 (平 6.11.20)	59.15	62.12	58.16	59.81
熊 本 県 知 事 選 挙 (平 7. 2. 5)	27.33	26.87	27.67	27.28
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区) (平 7. 4. 9)	49.22	55.67	48.65	51.15
市議会議員一般選挙 (平 7. 4.23)	55.47	63.19	54.97	57.84
参議院議員通常選挙 (選 挙 区) (平 7. 7.23)	44.70	44.34		44.59
衆議院議員小選挙区選挙 第一区 (平 8.10.20)	59.27			59.27
第二区 (平 8.10.20)		60.84		60.84
県議会議員補欠選挙 (熊本市選挙区) (平 9.12.21)	25.34	22.75		24.51
衆議院議員小選挙区補欠選挙 第一区 (平10. 6.14)	47.96			47.96
参議院議員通常選挙 (平10. 7.12) (選 挙 区)	55.14	55.62		55.39

(注) 開票区については平成 7 年 7 月 23 日の参議院議員通常選挙より 2 開票区となった。

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民	社 民	公 明	共 産	新 進 党	新 党 さきがけ	民 主 党	新 社 会 党	諸 派	無 所 属	計
熊本市長選挙 (平6.11.20)		総得票数	—	—	—	—	—	—	—	—	6,073	273,564	279,637
		最高 "	—	—	—	—	—	—	—	—	6,073	98,076	—
		最低 "	—	—	—	—	—	—	—	—	6,073	11,875	—
		得票率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	2.17	97.83	100
		候補者数	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5	6
熊本県知事選挙 (平7.2.5)		総得票数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	127,927	127,927
		最高 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	111,879	—
		最低 "	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16,048	—
		得票率(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100
		候補者数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 18 (平7.4.9)		総得票数	62,822	23,597	31,374	9,361	16,609	11,386	—	—	—	82,300	237,449
		最高 "	18,387	14,331	15,734	9,361	16,609	11,386	—	—	—	13,721	—
		最低 "	8,058	9,266	15,640	9,361	16,609	11,386	—	—	—	1,140	—
		得票率(%)	26.46	9.94	13.21	3.94	6.99	4.80	—	—	—	34.66	100
		候補者数	5	2	2	1	1	1	—	—	—	10	22
市議会議員選挙 定数 52 (平7.4.23)		総得票数	26,924	25,566	30,338	8,356	5,979	—	—	—	3,147	167,504	267,815
		最高 "	4,916	5,168	4,633	4,384	5,979	—	—	—	3,147	7,701	—
		最低 "	3,641	3,606	4,044	3,972	5,979	—	—	—	3,147	104	—
		得票率(%)	10.05	9.55	11.33	3.12	2.23	—	—	—	1.18	62.54	100
		候補者数	6	6	7	2	1	—	—	—	1	44	67
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2 (平7.7.23)		総得票数	—	—	—	8,262	96,787	—	—	—	241	104,674	209,964
		最高 "	—	—	—	8,262	96,787	—	—	—	241	65,322	—
		最低 "	—	—	—	8,262	96,787	—	—	—	241	39,352	—
		得票率(%)	—	—	—	3.93	46.10	—	—	—	0.11	49.85	100
		候補者数	—	—	—	1	1	—	—	—	1	2	5
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数 1 (平8.10.20)		総得票数	49,106	—	—	14,569	85,682	—	27,024	—	1,601	15,034	193,016
		最高 "	49,106	—	—	14,569	85,682	—	27,024	—	1,601	15,034	—
		最低 "	49,106	—	—	14,569	85,682	—	27,024	—	1,601	15,034	—
		得票率(%)	25.44	—	—	7.55	44.39	—	14.00	—	0.83	7.79	100
		候補者数	1	—	—	1	1	—	1	—	1	1	6
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数 1 (平8.10.20)		総得票数	31,596	—	—	4,894	53,169	—	—	3,479	—	—	93,138
		最高 "	31,596	—	—	4,894	53,169	—	—	3,479	—	—	—
		最低 "	31,596	—	—	4,894	53,169	—	—	3,479	—	—	—
		得票率(%)	33.92	—	—	5.25	57.09	—	—	3.74	—	—	100
		候補者数	1	—	—	1	1	—	—	1	—	—	4
県議会議員補欠選挙 (熊本市選挙区) 定数 3 (平9.12.21)		総得票数	32,425	—	—	15,991	—	—	—	—	—	69,925	118,341
		最高 "	32,425	—	—	15,991	—	—	—	—	—	33,052	—
		最低 "	32,425	—	—	15,991	—	—	—	—	—	2,171	—
		得票率(%)	27.40	—	—	13.51	—	—	—	—	—	59.09	100
		候補者数	1	—	—	1	—	—	—	—	—	5	7
衆議院小選挙区 補欠選挙第一区 定数 1 (平10.6.14)		総得票数	67,620	11,225	—	23,240	—	—	57,606	—	—	—	159,691
		最高 "	67,620	11,225	—	23,240	—	—	57,606	—	—	—	—
		最低 "	67,620	11,225	—	23,240	—	—	57,606	—	—	—	—
		得票率(%)	42.34	7.03	—	14.55	—	—	36.07	—	—	—	100
		候補者数	1	1	—	1	—	—	1	—	—	—	4
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 2 (平10.7.12)		総得票数	111,558	—	—	30,019	—	—	118,323	—	5,708	—	265,608
		最高 "	81,394	—	—	30,019	—	—	118,323	—	5,708	—	—
		最低 "	30,164	—	—	30,019	—	—	118,323	—	5,708	—	—
		得票率(%)	42.00	—	—	11.30	—	—	44.55	—	2.15	—	100
		候補者数	2	—	—	1	—	—	1	—	1	—	5

(注) 各選挙の直近のものを記載

平成8年衆議院議員選挙における「諸派」は「自由連合」

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

党派別の欄の「社民」については、平成8年10月の衆議院議員選挙までは社会党の数値を記載

平成10年参議院議員通常選挙における「諸派」は「自由連合」

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

22 名 誉 市 民

(平10. 8. 1現在)

徳富猪一郎（蘇峰）氏（昭和30年顕彰）

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。県近代文化功労者。

勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去（94歳）

高橋守雄氏（昭和30年顕彰）

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂（二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他）熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去（74歳）

細川護立氏（昭和35年顕彰）

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去（87歳）

福田令寿氏（昭和35年顕彰）

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去（100歳）

宇野哲人氏（昭和44年顕彰）

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去（98歳）

堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があっ

た。

俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

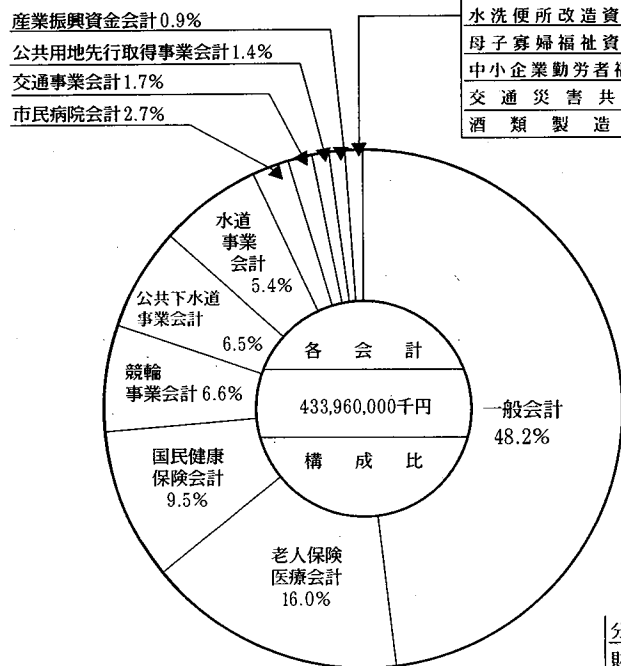
中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭腦的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

23 財 政

(1) 平成10年度当初予算図表



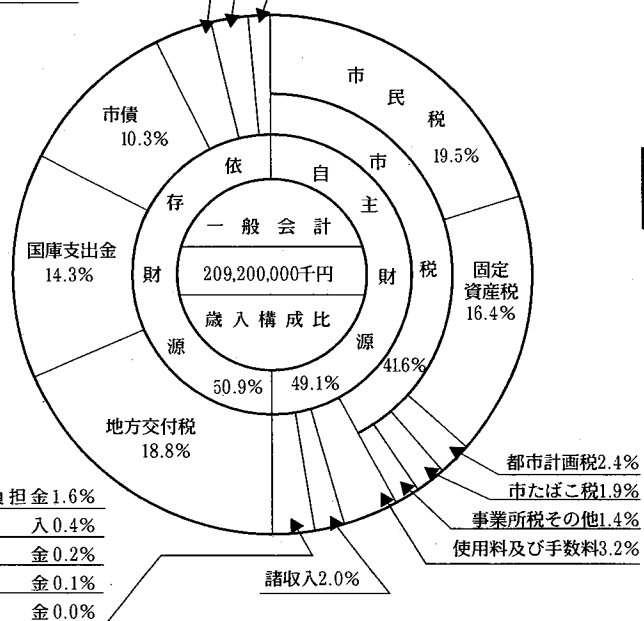
西部第一土地区画整理事業会計	0.4%
熊本城会計	0.2%
地下駐車場事業会計	0.2%
産院会計	0.1%
食肉センター会計	0.1%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.1%
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	0.0%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0.0%
交通災害共済事業会計	0.0%
酒類製造事業会計	0.0%

地方消費税交付金3.8%

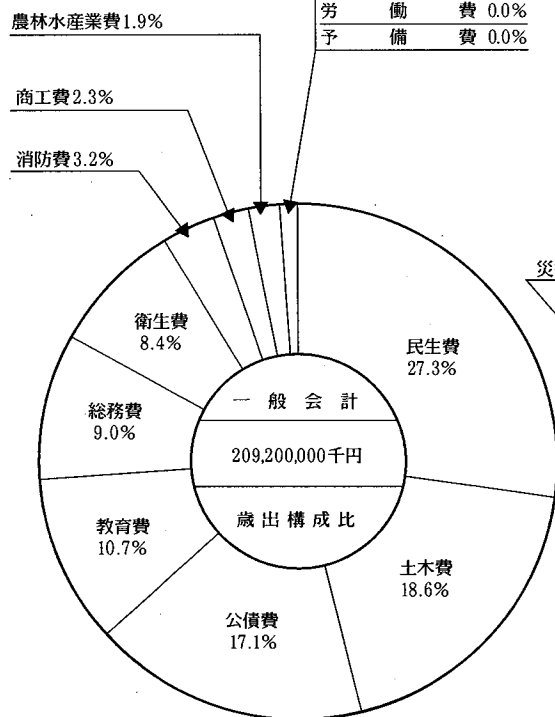
県支出金1.8%

地方譲与税	0.7%
自動車取得税交付金	0.4%
利子割交付金	0.4%
特別地方消費税交付金	0.2%
受託事業収入	0.1%
交通安全対策特別交付金	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0.0%

分担金及び負担金	1.6%
財産収入	0.4%
繰入金	0.2%
繰越金	0.1%
寄附金	0.0%



諸支出金	0.9%
議会費	0.5%
災害復旧費	0.1%
労働費	0.0%
予備費	0.0%

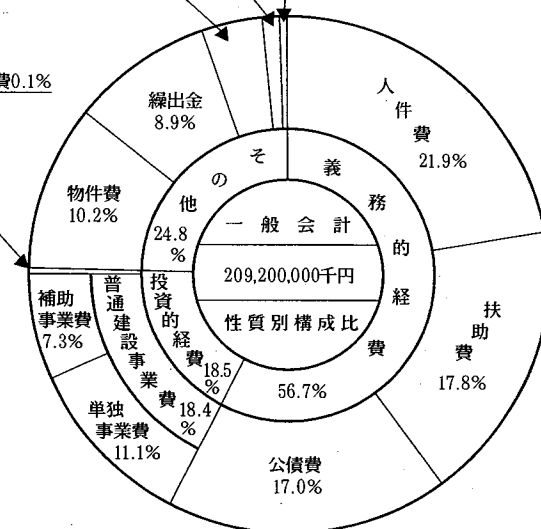


貸付金	0.4%
積立金	0.2%
投資及び出資金	0.1%
予備費	0.0%

維持補修費1.4%

補助費等3.6%

災害復旧事業費0.1%



(2) 予算総括表

(単位 千円)

区 分 會計別	平成10年度当初予算(A)		平 成 9 年 度 予 算				比 較 (A) - (B)	伸 率 (A)-(B) (B)
			当 初 予 算 (B)		現 計 予 算			
一 般 会 計	209,200,000	% 48.2	214,000,000	% 48.9	218,173,396	% 48.9	△ 4,800,000	△ 2.2
特 別 会 計	181,780,000	41.9	180,300,000	41.1	183,828,436	41.2	1,480,000	0.8
国民健康保険会計	41,339,997	9.5	42,068,988	9.6	42,349,018	9.5	△ 728,991	△ 1.7
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	235,000	0.0	253,000	0.0	253,000	0.1	△ 18,000	△ 7.1
老人保健医療会計	69,627,391	16.0	67,233,531	15.3	67,808,829	15.2	2,393,860	3.6
交通災害共済事業会計	97,262	0.0	97,834	0.0	97,395	0.0	△ 572	△ 0.6
食肉センター会計	588,413	0.1	479,364	0.1	502,194	0.1	109,049	22.7
産業振興資金会計	3,838,000	0.9	3,838,000	0.9	3,838,000	0.9	0	0
中小企業勤労者福祉共済事業会計	135,793	0.0	105,253	0.0	105,253	0.0	30,540	29.0
競輪事業会計	28,531,825	6.6	27,533,242	6.3	28,769,840	6.4	998,583	3.6
熊本城会計	738,797	0.2	719,533	0.2	772,572	0.2	19,264	2.7
地下駐車場事業会計	705,259	0.2	709,832	0.2	708,801	0.2	△ 4,573	△ 0.6
公共用地先行取得事業会計	5,981,760	1.4	6,218,724	1.4	5,868,788	1.3	△ 236,964	△ 3.8
西部第一土地地区画整理事業会計	1,570,424	0.4	2,113,257	0.5	1,927,786	0.4	△ 542,833	△25.7
公共下水道事業会計	28,024,327	6.5	28,535,670	6.5	30,445,570	6.8	△ 511,343	△ 1.8
水洗便所改造資金貸付事業会計	365,752	0.1	393,772	0.1	381,390	0.1	△ 28,020	△ 7.1
一般・特別会計合計	390,980,000	90.1	394,300,000	90.0	402,001,832	90.1	△ 3,320,000	△ 0.8
企業会計	42,980,000	9.9	43,960,000	10.0	44,034,553	9.9	△ 980,000	△ 2.2
産院会計	596,334	0.1	606,628	0.1	608,676	0.1	△ 10,294	△ 1.7
市民病院会計	11,602,250	2.7	11,835,729	2.7	12,049,134	2.7	△ 233,479	△ 2.0
酒類製造事業会計	65,800	0.0	60,800	0.0	60,800	0.0	5,000	8.2
水道事業会計	23,492,000	5.4	24,194,000	5.5	23,805,071	5.4	△ 702,000	△ 2.9
交通事業会計	7,223,616	1.7	7,262,843	1.7	7,510,872	1.7	△ 39,227	△ 0.5
総計	433,960,000	100	438,260,000	100	446,036,385	100	△ 4,300,000	△ 1.0

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区 分 性質別	平成 10 年 度 当 初 予 算				平成 9 年 度 当 初 予 算			
	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源	予 算 額	構 成 比	特定財源	一般財源
1 人 件 費	45,760,274	21.9%	3,438,520	42,321,754	45,654,361	21.3%	2,917,628	42,736,733
2 物 件 費	21,301,990	10.2	5,221,289	16,080,701	20,350,796	9.5	4,158,312	16,192,484
3 維持補修費	2,847,075	1.4	644,493	2,202,582	3,003,952	1.4	979,971	2,023,981
4 扶 助 費	37,154,697	17.8	23,058,612	14,096,085	35,185,416	16.5	21,920,721	13,264,695
5 補 助 費 等	7,556,300	3.6	708,598	6,847,702	7,040,830	3.3	572,194	6,468,636
6 普通建設事業費	38,382,774	18.4	28,011,762	10,371,012	48,598,079	22.7	39,646,016	8,952,063
補助事業費	15,168,144	7.3	12,306,556	2,861,588	15,655,011	7.3	13,163,230	2,491,781
単独事業費	23,214,630	11.1	15,705,206	7,509,424	32,943,068	15.4	26,482,786	6,460,282
7 災害復旧事業費	247,622	0.1	230,432	17,190	—	—	—	—
8 失業対策事業費	—	—	—	—	18,112	0.0	7,374	10,738
9 公 債 費	35,689,671	17.0	2,144,097	33,545,574	33,118,797	15.5	2,153,071	30,965,726
10 積 立 金	432,395	0.2	31,021	401,374	529,737	0.3	29,737	500,000
11 投 資 及 び 出 資 金	246,053	0.1	—	246,053	208,382	0.1	—	208,382
12 貸 付 金	779,500	0.4	565,000	214,500	707,500	0.3	575,000	132,500
13 繰 出 金	18,731,649	8.9	845,336	17,886,313	19,514,038	9.1	408,405	19,105,633
15 予 備 費	70,000	0.0	—	70,000	70,000	0.0	—	70,000
合 計	209,200,000	100	64,899,160	144,300,840	214,000,000	100	73,368,429	140,631,571

総務

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		6	7	8	9	10	6	7	8	9	10
10	市 税	75,108,933	80,539,747	84,332,751	86,699,278	86,997,396	35.9	32.3	38.0	39.4	41.6
15	地 方 譲 与 税	4,569,406	4,658,445	4,838,604	2,688,546	1,558,000	2.2	1.9	2.2	1.2	0.7
20	利 子 割 交 付 金	2,804,140	1,999,754	1,112,865	842,649	856,000	1.3	0.8	0.5	0.4	0.4
22	地方消費税交付金	—	—	—	1,543,871	7,981,000	—	—	—	0.7	3.8
25	自動車取得税交付金	810,493	852,017	892,431	772,614	939,000	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
27	特別地方消費税交付金	142,378	134,520	136,573	277,143	319,000	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2
30	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,884	5,942	5,701	5,117	5,117	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
35	地 方 交 付 税	33,194,981	34,094,463	35,959,764	38,401,295	39,283,000	15.9	13.6	16.2	17.4	18.8
40	交通安全対策金	174,379	174,388	175,456	176,659	177,000	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
45	分担金及び負担金	2,552,971	2,762,085	3,001,936	3,196,543	3,283,338	1.2	1.1	1.4	1.2	1.6
50	使用料及び手数料	5,306,576	5,690,316	5,923,974	6,262,415	6,761,706	2.5	2.3	2.7	2.8	3.2
55	国 庫 支 出 金	32,496,526	31,121,764	30,736,017	30,128,446	29,859,369	15.5	12.5	13.9	13.7	14.3
60	県 支 出 金	6,170,132	7,488,043	5,528,422	6,046,083	3,792,528	2.9	3.0	2.5	2.7	1.8
65	財 産 収 入	1,670,107	898,389	452,227	431,014	875,768	0.8	0.4	0.2	0.2	0.4
70	寄 附 金	96,851	66,253	10,881	72,751	2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
75	繰 入 金	4,524,349	21,265,203	2,752,860	19,451	439,198	2.2	8.5	1.2	0.0	0.2
80	繰 越 金	3,065,110	2,958,451	3,009,224	2,324,643	200,000	1.5	1.2	1.4	1.1	0.1
85	諸 収 入	4,068,687	2,916,085	4,198,768	4,926,088	4,338,278	1.9	1.2	1.9	2.3	2.1
90	市 債	32,471,000	51,900,100	38,695,000	35,449,600	21,534,300	15.5	20.8	17.4	16.1	10.3
	合 計	209,232,903	249,525,965	221,763,454	220,264,206	209,200,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		6	7	8	9	10	6	7	8	9	10
10	議 会 費	1,101,808	1,044,901	1,122,640	1,077,033	1,119,272	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5
15	総 務 費	20,698,761	19,500,467	18,696,017	18,218,545	18,877,863	10.0	7.9	8.5	8.4	9.0
20	民 生 費	44,258,561	47,073,592	51,317,485	54,564,654	57,136,951	21.5	19.1	23.4	25.1	27.3
25	衛 生 費	13,402,038	12,548,954	13,108,952	15,960,996	17,650,978	6.5	5.1	6.0	7.4	8.4
30	労 働 費	204,579	226,022	130,333	13,906	10,064	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
35	農 林 水 産 業 費	5,290,178	5,678,523	6,020,554	4,830,948	3,883,011	2.6	2.3	2.7	2.2	1.9
40	商 工 費	4,948,172	4,949,814	5,408,043	5,243,200	4,856,689	2.4	2.0	2.5	2.4	2.3
45	土 木 費	48,984,821	50,655,668	52,896,005	44,973,031	38,888,491	23.7	20.6	24.1	20.7	18.6
50	消 防 費	6,393,194	7,374,025	7,969,382	7,011,110	6,670,326	3.1	3.0	3.6	3.2	3.2
55	教 育 費	26,568,654	29,499,104	29,783,527	30,601,349	22,304,062	12.9	12.0	13.6	14.1	10.7
60	災 害 復 旧 費	16,722	87,631	4,750	273,443	247,622	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
65	公 債 費	28,622,410	25,265,211	31,411,035	32,794,219	35,705,671	13.9	10.2	14.3	15.1	17.1
70	諸 支 出 金	5,784,554	42,612,829	1,588,901	1,651,713	1,779,000	2.8	17.3	0.7	0.8	0.9
75	予 備 費	0	0	0	0	70,000	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	合 計	206,274,452	246,516,741	219,457,624	217,214,147	209,200,000	100	100	100	100	100

(注) 9年度は決算見込額、10年度は当初予算額を示す

(5) 財政指標（普通会計ベース）

(単位 千円)

年度 区分	5	伸 率	指 数	6	伸 率	指 数	7	伸 率	指 数	8	伸 率	指 数	9	伸 率	指 数
基準財政需要額	89,605,021	% 2.1	102	92,239,979	% 2.9	105	96,157,827	% 4.2	110	102,867,151	% 7.0	117	107,678,772	% 4.7	120
基準財政収入額	60,667,140	4.0	104	62,114,719	2.4	106	65,766,065	5.9	113	68,206,216	3.7	117	70,452,601	3.3	116
標準税収入額	80,389,862	4.0	104	82,289,512	2.4	106	87,149,382	5.9	113	90,387,752	3.7	117	93,357,580	3.3	116
標準財政規模	111,159,941	2.1	102	114,295,749	2.8	105	120,057,943	5.0	110	125,101,730	4.2	115	130,487,045	4.3	117
財政力指数	0.68			0.67			0.68			0.67			0.67		
実質収支比率(%)	0.6			0.5			0.9			0.7			1.1		
経常収支比率(%)	79.8			82.7			83.2			89.4			88.5		
公債費比率(%)	17.1			17.7			18.1			21.8			21.6		

(注) 9年度は決算見込額

24 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 限	
市 人	均 等 割	3,000円		
	所 得 割	課税所得金額	税 率	
		200万円以下	3 %	1 期 7/1～ 7/31
		200万円超	8 %	2 期 8/1～ 8/31
700万円超		12%	3 期 10/1～10/31	
民 法 人	均 等 割	(1) 資本等の金額（資本積立金額を含む。相互会社にあっては純資産額。以下同じ。）が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法人税法に規定する公共法人等を除く。（2）から（9）までにおいて同じ。）で、かつ、市内の従業者数が50人を超えるもの 年額 3,600,000円	○確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から2カ月以内、ただし、税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長	
		(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 2,100,000円	○人格のない社団等で収益事業を行わないもの。公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの	
		(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 492,000円	4 月 30 日	
		(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 480,000円		
		(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 192,000円		
		(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 180,000円		
		(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 156,000円		
		(8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 144,000円		
		(9) 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 60,000円		
	法人税割	$\frac{14.7}{100}$		
県 民 税	均 等 割	1,000円	個人市民税と同じ	
	所 得 割	課税所得金額 税 率 700万円以下 2 % 700万円超 3 %		
固定資産税		$\frac{1.4}{100}$	1 期 5/1～5/31 2 期 7/1～7/31 3 期 9/1～9/30 4 期 12/1～12/31	
都市計画税		$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ	
軽自動車税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 50cc以下 1,000円 (イ) " 90cc " 1,200円 (ウ) " 125cc " 1,600円 (エ) ミニカー 2,500円 2 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円 (イ) 三輪のもの 3,100円		

税 目	税 率	納 期 限
	(ウ) 四輪以上のもの 乗用のもの {営業用5,500円 自家用7,200円 貨物用のもの {営業用3,000円 自家用4,000円 (ニ) 雪上車 2,400円 3 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 1,600円 (イ) その他のもの 4,700円 4 二輪の小型自動車 総排気量が250cc超 4,000円	5/1～5/31
市たばこ税	製造タバコ1,000本につき2,434円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,155円)	毎月末日
特別土地保有税	土地の保有に対して課するもの $\frac{1.4}{100}$ 土地の取得に対して課するもの $\frac{3}{100}$	土地の保有に係るもの(保有分) 5月末日 土地の取得に係るもの(取得分) 8月末日 2月末日
事業所税	1 既設分 (ア) 資産割 事業所床面積 1㎡につき 年600円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$ 2 新設分 新增設事業所床面積 1㎡につき6,000円	既設分 法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 その年の翌年3月15日 新設分 新增築した日から2ヵ月以内
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	毎月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度				5	6	7	8	9
税 目								
市 民 税	個	普	均等割のみ	11,892	12,058	13,783	13,831	14,059
		通	所得割のみ	22,843	22,462	23,515	20,796	22,342
		徴	完全納税者	73,487	75,055	76,598	78,564	81,380
		収	計	108,222	109,575	113,896	113,191	117,781
	人	特	均等割のみ	2,568	2,341	2,972	3,158	2,950
		別	所得割のみ	20,663	21,336	21,715	20,086	20,586
		徴	完全納税者	133,689	134,956	136,269	137,898	139,567
		収	計	156,920	158,633	160,956	161,142	163,103
	小 計			265,142	268,208	274,852	274,333	280,884
	法 人 調 定 件 数			26,651	26,931	27,941	28,302	28,462
固 資 産 定 税	土 地 及 び 家 屋	償 却 資 産	161,940 (3,458)	166,210 (3,520)	170,581 (3,780)	173,997 (3,850)	176,806 (3,995)	
	小 計		161,940	166,210	170,581	173,997	176,806	
	軽 自 動 車 税			166,506	166,317	168,086	168,338	168,074
合 計			620,239	627,666	641,460	644,970	654,226	
対前年度	増 加 数		10,430	7,415	13,806	3,510	9,256	
	伸 び 率 (%)		102	101	102	101	101	

(注) 償却資産に係る () は土地及び家屋に含む

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			8			9		
			調 定 額	収 入 額	収入率(%)	調 定 額	収 入 額	収入率(%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	8,949,656	8,354,680	93.4	10,117,044	9,272,762	91.7
		特 別 徴 収	19,219,471	19,068,687	99.2	21,708,515	21,609,448	99.5
		計	28,169,127	27,423,367	97.4	31,825,559	30,882,210	97.0
	法 人 分		12,913,489	12,830,506	99.4	11,210,189	11,130,004	99.3
	小 計		41,082,616	40,253,873	98.0	43,035,748	42,012,214	97.6
固 資 産 定 税	固定資産	土地家屋償却資産	32,973,339	31,677,597	96.1	32,973,841	31,655,573	96.0
	交 付 金		277,582	277,582	100.0	311,155	311,155	100.0
小 計			33,250,921	31,955,179	96.1	33,284,996	31,966,728	96.0
軽 自 動 車 税			536,075	517,480	96.5	549,319	530,499	96.6
特 別 土 地 保 有 税			385,941	373,284	96.7	321,617	295,796	92.0
入 湯 税			22,061	21,485	97.4	22,992	22,555	98.1
事 業 所 税			1,980,423	1,957,322	98.8	1,889,729	1,867,655	98.8
都 市 計 画 税			4,828,601	4,638,678	96.1	4,826,985	4,633,788	96.0
た ば こ 税			3,357,726	3,357,164	100.0	4,000,479	4,000,202	100.0
合 計			85,444,364	83,074,465	97.2	87,931,865	85,329,437	97.0
滞 納 繰 越 分			8,380,487	1,258,286	15.0	8,840,156	1,369,841	15.5
総 計			93,824,851	84,332,751	89.9	96,772,021	86,699,278	89.6

(4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組 合 数	組合 員数	税 目	調定額 (A)	組 合 納 付 額		収入率 (B) — (%) (A)	事務費 交付金 (C)	割合 (C) — (%) (A)	事 務 費 交付基準
					件 数	金額(B)				
5	590	31,163	市 民 税	9,458,784	22,646	876,315	9.3	61,437	0.1	納期内に完納 した市税の 60年度以降は $\frac{2.4}{100}$ （最高 2,400円）と 領収書1枚に つき10円
			固定資産税	31,325,825	77,857	3,319,632	10.6			
			軽自動車税	479,476	9,927	29,207	6.1			
			計	41,264,085	110,430	4,225,154	10.2			
6	582	29,950	市 民 税	8,183,997	20,753	650,265	7.9	58,098	0.2	
			固定資産税	33,152,151	73,429	3,453,264	10.4			
			軽自動車税	497,280	9,455	28,525	5.7			
			計	41,833,428	103,637	4,132,054	9.9			
7	562	29,807	市 民 税	9,072,485	21,112	754,438	8.3	58,563	0.1	均等割領収書 については1 枚につき50円
			固定資産税	35,634,059	68,659	3,512,879	9.9			
			軽自動車税	518,657	8,642	26,902	5.2			
			計	45,225,201	98,413	4,294,219	9.5			
8	528	29,602	市 民 税	8,949,656	20,286	704,643	7.9	57,945	0.1	
			固定資産税	37,801,940	66,194	3,655,340	9.7			
			軽自動車税	536,075	8,310	26,455	4.9			
			計	47,287,671	94,790	4,386,438	9.3			
9	499	28,626	市 民 税	10,117,044	18,794	694,761	6.9	55,150	0.1	
			固定資産税	37,800,826	62,295	3,508,812	9.3			
			軽自動車税	549,319	7,701	25,117	4.6			
			計	48,467,189	88,790	4,228,690	8.7			

(注) 1. 調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む。

25 土地開発公社

名 称 熊本市土地開発公社

設 立 年 月 日 平成7年11月10日

目 的 熊本市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等をおこなうこと等により、地域の秩序ある整備及び市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

事 業 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

(1)公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条第1項又は第5条第

1項に規定する土地

(2)道路、公園、緑地その他の公共施設及び公用施設の用に供する土地

上記の業務に附帯する業務を行うこと。

役 員 理 事 長 助 役 副理事長 助 役

総務

常務理事 総務局長

理 事 教育長 交通事業管理者 水道事業管理者

企画調整局長 市民生活局長 保健衛生局長

環境保全局長 経済振興局長 都市整備局長

建設局長 消防局長

監 事 収入役 企画部長

役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。

資本金及び資金 基本財産 20,000千円（市出資金）

資金は市の債務保証を得て市中金融機関より借入している。

利 率 年5.0%以内

事業実績

平成9年度事業

(1) 公有地取得事業

事業名	執行額		備 考
	面積	金額	
教育施設用地	44,864.07 ^{m²}	935,614,087 ^円	北部東小学校拡張用地外5件
公園用地	4,918.80	399,113,604	城山半田公園用地外2件
道路改良用地	1,276.04	358,281,848	長嶺町小山町第2号線道路改良工事用地外3件
合 計	51,058.91	1,693,009,539	

(2) 公有地売却事業

事業名	執行額		備 考
	面積	金額	
公園用地	5,565.82 ^{m²}	513,246,774 ^円	上立田竹後公園用地外1件
その他の用地	743.00	108,947,776	健軍消防署託麻出張所移転用地
合 計	6,308.82	622,194,550	

26 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 2,448,666千円（平10.3.31現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市土地開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。（貸付利率 年3分）

27 市庁舎概要

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、16年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

また、昭和11年に建設された旧熊本地方貯金局である花畑町別館は、地下1階地上4階建ての建物で築後相当年数経過しているが、毎年計画的に補修を行い、耐用年数の延長を図るとともに執務環境を改善しながら利用している。

（1）建物概要

所在地	手取本町1番1号
敷地面積	10,007.20㎡
建築面積	5,583.54㎡
延面積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建 議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高さ	高層棟 軒高62.10m 議会棟 軒高26.00m
工期	着工 昭和54年3月17日 竣工 昭和56年10月31日
総事業費	112億2,000万円
財源内訳	基金 62億5,000万円 起債 47億3,000万円 一般財源 2億4,000万円
事業費内訳	建築工事 65億3,000万円 設備その他工事 36億6,000万円 委託費 5億6,000万円 備品費 4億7,000万円

（2）建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障害者への配慮

身体障害者対策として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障害者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロホーム）を使用して断熱効果を高めている。

(3) 熊本市役所駐車場

所在地	下通1丁目1番8号			
開設年月	昭和55年4月			
総面積	8,054㎡			
収容台数	351台	2階 48台	5階 62台	
		3階 62	6階 55	
		4階 62	屋階 62	
駐車料金	区 分		駐 車 料 金	
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
				規則で定める用務先 確認印がない場合 (1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超えて駐車するときは、1時間までごとに150円
備考 駐車場の閉鎖時刻までに駐車しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。				
営業概要 (平成9年度)	台数	395,503台		
	収入	89,211,900円		

(4) 熊本市自転車駐車場

近年、ミニバイク等の二輪車の増加は著しく、市街地中心部における放置二輪車は、防災上、歩行者の安全性、都市美観等に影響をおよぼしている。市庁舎周辺地域でも相当数の放置二輪車があり、それらを整理、収容するため、また土地の高度利用の面からも上層階には、庁舎に付随する会議室等を配置している。

駐輪施設としては自走式で半地下階から4階までを使用し、安全性や維持管理を考慮したテレビ監視システムや自動放送システム等を取り入れている。

所在地	花畑町9番1号(市役所別館内)
開設年月日	昭和61年1月11日
敷地面積	703.43㎡
建築面積	434.99㎡
延面積	3,401.21㎡(駐車場部分:1,742.96㎡)
構造	鉄骨造 8階建(一部半地下)
建設費	388,000千円
収容台数	740台
利用台数	9年度 延334,992台

